

核軍縮

第1章

核兵器国の核軍備管理・核軍縮

第1節 総論

1. 核兵器国

核兵器不拡散条約(NPT)において、「核兵器国(nuclear-weapon States)」と位置づけられるのは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国である。NPT非締約国であるインドとパキスタンは、核実験を実施し、核兵器保有を宣言しており、同様にNPT非締約国であるイスラエルは、宣言していないものの既に核兵器を保有しているとみられており、これら3か国は「事実上の核兵器国」と呼ばれることもある。

このうち、米国、ロシア両国は世界の核兵器の大部分を保有しており、両国による核兵器の削減は、世界の核軍縮にとって大きな意味を持っている。

なお、NPT第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、(中略)全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」ことが定められている。

2. 核兵器の種類

核兵器の分類について確立した定義はないが、 一般に、敵対国の戦争遂行能力の壊滅や敵対国に 対する報復を目的に、敵対国の本土を攻撃する核 兵器を「戦略核兵器」(例えば、米露間では大陸間 弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) 及び重爆撃機によって運搬される核兵器 を指す。)、それより狭い戦域で使用されるものを 「戦域核兵器」(例えば、中距離弾道ミサイルなど で運搬される核兵器)、主に戦場で使用されるもの を「戦術核兵器」(例えば、短距離弾道ミサイルで 運搬される核兵器)、と呼んでいる。また「戦域核 兵器」と「戦術核兵器」を総称して、「非戦略核兵器」 と呼ぶこともある。米露間においては、戦略兵器 削減条約 (START) 等において戦略核兵器が「戦 略攻撃兵器」として規定されており、それ以外の ものが非戦略核兵器と解釈されている。なお、 STARTや新戦略兵器削減条約(新START)にお いては、核弾頭の威力(核出力)ではなく、運搬 手段(ICBM、SLBM、重爆撃機等)によって規定 されている。

ただし、米国及びロシアにとっては「非戦略核 兵器」でも、他の国にとってはその地理的位置、 国土の広さ等により「戦略核兵器」となる場合が あり、厳密な定義は難しい。

第2節

米国とロシアの核軍備管理・核軍縮

1. 経緯及び概要

戦略兵器削減条約(START: Strategic Arms Reduction Treaty)交渉は、冷戦期に増大していった米国、ロシア両国の戦略核戦力を初めて削減したプロセスであった。後述の第1次戦略兵器削減条約(STARTI)の結果、両国の配備戦略核弾頭数は各々6,000個まで削減され、これは冷戦期の約60%までの削減を意味した。STARTプロセスは核軍縮の1つの重要な基礎を構成してきたということができる。

他方、2001年1月に発足した米国のブッシュ政 権は、その成立当初から、両国が各々1万個以上 の戦略核兵器を保有して対峙していた冷戦時代の 敵対的な関係に決別し、大量破壊兵器や弾道ミサ イルの拡散といった脅威に対抗する新たな安全保 障体制構築の必要性を主張していた。この動きは、 2001年9月11日の米国同時多発テロ以降加速度的 に進展し、検証規定がない形で実戦配備の戦略核 兵器を各々約2,000個程度の水準まで削減する戦略 攻撃能力削減に関する条約(モスクワ条約)が合 意された。モスクワ条約は検証規定がなく、簡潔 な条約であるが、これは、冷戦後の米露関係は信 頼を基礎とすべきであって、冷戦期における敵対 的な関係を基礎とした詳細な定義や検証の規定を 伴うSTARTはもはや必要ないとの考えに基づくも のであった。

その後、オバマ政権の誕生により、対露関係の「リセット」を進める成果として配備戦略核兵器を各々1,550個まで削減する新STARTが2010年に成立した。新STARTは、引き続き二国間の信頼を基礎としつつも、両国の核戦力の透明性を高めて両国間の戦略的安定性や予測可能性を向上するためには、冷戦期のSTARTレベルでの検証でなくとも、一定程度の検証規定が必要との考えに基づくものであった。

第1次戦略兵器削減条約(START I) 及びSTARTプロセス

1991年7月に両国により署名された START I は、戦略核の3本柱、すなわち、両国が配備する ICBM、SLBM及び重爆撃機の運搬手段の総数を、条約の発効から7年後に各々1,600基(機)へ削減することを規定した。また、配備される戦略核弾 頭数の総数は各々6,000個に制限され、このうち ICBM及び SLBMに装着される戦略核弾頭の総数 は各々4,900個を超えてはならないこと等が規定された。

その後、ソ連の崩壊により、旧ソ連の戦略核兵器が配備されていたウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ及びロシアと米国の5か国は、1992年5月のリスボン議定書によってSTARTIの当事国となること、並びにウクライナ、カザフスタン及びベラルーシは非核兵器国としてNPTに加入することが定められた。

START I は1994年12月に発効し、2001年12月に両国は、それぞれの配備戦略核弾頭数を6,000個以下まで削減し、START I に基づく義務の履行を完了したことを宣言した。

START I の発効を待たずして、両国政府は1992年6月には両国の配備戦略核弾頭数を3,000~3,500個以下に削減することなど START II の基本的枠組みに合意し、1993年に START II に署名した。米国は1996年に START II を批准したが、ロシアは、議会が START II を批准する際に、米国が対弾道ミサイル防衛(ABM: Anti- Ballistic Missile)制限条約からの脱退などを行った場合には、ロシアは START II から脱退する権利を留保する旨の付帯決議を採択した。その後、2002年に米国が ABM制限条約から一方的に脱退したことなどから、START II は発効には至らなかった。

<ウクライナの非核化プロセスとブダペスト覚書>

ソ連の崩壊後、1990年代のウクライナの非核化プロセス、すなわち、ソ連がウクライナに残した核兵器をウクライナが放棄し、非核兵器国として NPT に加入するプロセスにおいて、ブダペスト覚書は大きな意義を持った。なぜならば、ウクライナにおいては、1992年5月のリスボン議定書調印後も、国内における異論など様々な紆余曲折があり、NPTへの加入がすぐに実現しなかったが、非核兵器国に対して核兵器を使用しないとの消極的安全保証(NSAs)などが供与された1994年のブダペスト覚書によってウクライナの非核兵器国としての NPTへの加入が実現したからである。

ブダペスト覚書は、米英露による NSAsの供与以外にも、ウクライナの独立・主権及び既存の国境を尊重するコミットメントを確認しており、2014年以来のロシアによるクリミア「併合」を始めとするウクライナ情勢においても重要な意義を有する。すなわち、様々な安全保障上の見返りの結果、ソ連が残置した核兵器を放棄し、非核兵器国として NPTに加入したウクライナに起きたこうした出来事は、核軍縮・不拡散レジームの信頼性に影響を与え得るとの指摘もなされている。

3. 戦略攻撃能力削減に関する条約(モスクワ条約)

ブッシュ米国大統領は、就任以前から、冷戦後の新たな核政策を策定する必要性を訴えていた。就任後、ブッシュ大統領は、新政権の安全保障政策の方向性を明らかにした米国国防大学での演説(2001年5月)の中で、冷戦後、ロシアはもはや敵ではなく、核兵器は引き続き米及びその同盟国の安全保障に極めて重要な役割を有しているが、冷戦が終わったという現実を反映するように、米国は、核兵力の規模、構成、性格を変えることができるし、そうするであろうと述べた。

2001年11月、米露首脳会談(於:ワシントン/クロフォード)が行われ、ブッシュ米国大統領はプーチン・ロシア大統領に対し、米国は今後10年間で実戦配備された戦略核弾頭を、米国の安全保障に合致する水準である1,700~2,200個まで削減することを伝えた。

そしてさらなる協議を重ねた結果、両国は、2002 年5月、モスクワで開催された米露首脳会談において、START I 以降の更なる戦略核兵器の削減を定 めた、モスクワ条約に署名した。その後、米国は2003年3月に、ロシアは同年5月に、それぞれ議会における批准手続を終え、同年6月1日、サンクトペテルブルクで行われた米露首脳会談において批准書が交換され、モスクワ条約が発効した。

【モスクワ条約の概要】

- ○2012年までの10年間で、両国の実戦配備の戦略 核弾頭を各々1,700 ~2,200 個に削減する。
- ○実戦配備された戦略核弾頭数の削減を定めたもので、核弾頭及び運搬手段(ICBM、SLBM 等のミサイル本体、爆撃機等)の廃棄は義務付けられておらず、両国とも削減した弾頭の保管が可能。
- (削減せずに保持する) 戦略攻撃(核) 兵器の構成、構造については両国が独自に決定する(ICBM、SLBM、爆撃機等の種類と数、個別誘導複数目標弾頭(MIRV)の保有等については、規制されない。)。
- ○条約履行のため、両国間の履行委員会を年2回以上開催。
- ○削減状況の検証措置等は、START I の規定に基づくとともに、履行委員会に委ねる。

4. 新戦略兵器削減条約(新 START)

1994年に発効した START I は、条約に基づく情報交換や検証措置により両国間の戦略核戦力削減において信頼性、透明性及び予見可能性を提供していた。条約自体に検証規定がないモスクワ条約についても、START I の検証規定を実質的に準用することで、両国の安定的な戦略関係に重要な役割を果たしていた。しかし、START I は、新たに5年間の延長が合意されない場合、発効してから15年後に失効する規定となっていたことから、2009年に失効する前に START I に代わる枠組みの作成が必要と考えられていた。

2007年7月、米露首脳会談の際に、両国は、国家の安全保障上の要請及び同盟国に対するコミットメントと整合性のとれた最低限の水準まで戦略攻撃力の削減を実施する意思を再確認するとともに、START Iの後継の取極の取り進め方を議論し、早期に成果を得るように議論を継続することを示した「戦略攻撃力に関する米露共同外相宣言」を表明した。

2009年1月に誕生した米国のオバマ政権は、ロシアとの関係を「リセット」するとして、新たな戦略兵器

の削減条約の交渉を優先事項に掲げた。START I 失効前に新条約の交渉妥結を目指し、メドヴェージェフ大統領との間で精力的に作業を行った。同年7月には配備戦略核弾頭を1,500~1,675の範囲に収まる形で、また、配備戦略運搬手段を500~1,100の範囲内に収まる形で削減することをコミットする共同理解を発出した。

しかしながら、同年12月5日のSTARTI失効日までに交渉妥結に至らず、既に新STARTの交渉が佳境を迎えつつあったことから、米露はSTARTIを延長することなく交渉を続けることとし、STARTIは失効した。その後、2010年3月下旬に両国間で削減内容等に合意し、同年4月、プラハ(チェコ)において両国首脳が新STARTに署名した。同年12月、米国上院は、新STARTは米国のミサイル防衛の開発及び配備に影響しないこと、並びに同条約発効後1年以内の戦術核に関するロシアとの交渉開始を大統領に求めることなどを規定した付帯決議を採択しつつ、同条約を無修正で批准した。

また、2011年1月にロシア議会は、戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器の連関性に関する両国の認識の共有が条約の有効性及び効率性確保の基本的条件であるとする声明、並びにロシアの戦闘準備態勢

の維持及び戦略核戦力の発展に対して特別な注意 が払われるべきであるとする声明を発出しつつ、 新 STARTを批准した。

新 STARTは、2011年2月5日、ミュンヘン(ドイツ)で行われた米国とロシアの外相間における 批准書の交換を以て発効した。

【新 START の概要】

- ○条約発効から7年以内に、米国、ロシア各々
- ・配備核弾頭の上限は1,550 個 (ICBM、SLBMは 搭載された再突入体の数、重爆撃機は1つの弾頭 として計算)。
- ・配備 ICBM / SLBM / 重爆撃機の上限は700 基/機。
- ・配備・非配備 ICBM 発射基/ SLBM 発射基/重 爆撃機の上限は800 基/機。
- ○検証・査察手段として、自国の検証技術手段(衛星など)、データ交換と通告、ナンバー付け、相互主義に基づく遠隔測定情報(テレメトリー)の交換、現地査察・展示、二国間協議委員会の設置を規定。
- ○次の合意に代替されない限り発効後10年有効。合意に基づき最長5年の延長が可能。
- ○新 START の発効とともにモスクワ条約は終了。

米国国務省は新START下における米露の配備戦略攻撃兵器数を公表している。

新 START下での米露の配備戦略核兵器数(米国務省ファクトシートによる公表数)

赤字:条約上限内数

		米 国						条約			
	2011年 2月	2011年 9月	2012年 3月	2012年 9月	2013年 3月	2013年 9月	2014年 3月	2014年 9月	2015年 3月	2015年 9月	上限数
配備 ICBM 配備 SLBM 配備重爆撃機	882	822	812	806	792	809	778	794	785	762	700
配備 ICBM搭載弾頭 配備 SLBM搭載弾頭 配備重爆撃機核弾頭	1800	1790	1737	1722	1654	1688	1585	1642	1597	1538	1550
配備・非配備 ICBM発射基配備・非配備 SLBM発射基配備・非配備 SLBM発射基配備・非配備重爆撃機	1124	1043	1040	1034	1028	1065	952	912	898	898	800

		ロシア						条約			
	2011年 2月	2011年 9月	2012年 3月	2012年 9月	2013年 3月	2013年 9月	2014年 3月	2014年 9月	2015年 3月	2015年 9月	上限数
配備 ICBM 配備 SLBM 配備重爆撃機	521	516	494	491	492	473	498	528	515	526	700
配備 ICBM搭載弾頭 配備 SLBM搭載弾頭 配備重爆撃機核弾頭	1537	1566	1492	1499	1480	1400	1512	1643	1582	1648	1550
配備·非配備 ICBM発射基配備·非配備 SLBM発射基配備·非配備 SLBM発射基配備·非配備重爆撃機	865	871	881	884	900	894	905	911	890	877	800

中距離核戦力(INF)全廃条約 (INF:Intermediate-Range Nuclear Forces Treaty)

中距離核については1987年12月に米ソ間で中距離地上発射型弾道・巡航ミサイルをを全廃するINF全廃条約が署名され、1988年6月に発効した。両国は条約の規定に従って、条約発効後3年間で廃棄対象となるミサイルを全て廃棄した。

他方、2014年7月、米国務省は、軍備管理・不拡散・軍縮に係る合意及びコミットメントの遵守に関する報告書(Report on Adherence to and Compliance with Arms Control、Non-proliferation and Disarmament Agreements and Commitments)において、ロシアが、射程500~5,500キロメートルの能力を有する

地上発射型巡航ミサイルの保有、製造、飛翔実験、及びそうしたミサイル向けの発射基の保有及び製造を行わないとする INF全廃条約の義務に違反していると結論付けた。こうした米国務省の主張に対してロシア外務省は、完全に事実に反すると反論した。米国務省は、引き続きロシアに対する同条約をめぐる米国の懸念の解決に向けて取り組んでいくとしている。

INF全廃条約は米国とロシアの二国間の条約ではあるものの、核軍縮の歴史において初めて特定のカテゴリーの核戦力を全廃するという画期的な条約であると共に、米露二国間のみならずグローバルな安全保障に資することから、同条約の遵守状況については日本を含む国際社会が注目している。

第3節 核兵器国等における動き

1.5核兵器国会合

NPT上の5核兵器国は、核軍縮の具体的な措置 をとるために5核兵器国間で関与すべきことに合 意された2010年 NPT運用検討会議の行動計画に基 づいて、次官・局長レベルの年次会合、「5核兵器 国会合1」を毎年開催している。2010年行動計画は、 核兵器国に対して、行動計画の履行状況を報告す るための「標準報告フォーム」に合意すること、 また、2015年 NPT運用検討会議第3 同準備委員会 (2014年) において行動計画の履行状況を報告する ことを求めていた。5核兵器国は、「共通の枠組み」 に基づく報告を行ったが、それは「標準報告フォー ム」と呼べるものではなく、また、各核兵器国の 報告についても内容の充実度や範囲においてかな りのばらつきが見られた。また、5核兵器国は、 2015年 NPT運用検討会議において、5 核兵器国会 合の枠組みを通じて合意した「主要な核用語のグ ロッサリー」を発表した。

5核兵器国は、同会合を「P5会合」と称している。

2. 米国

(1)核態勢見直し(NPR: Nuclear Posture Review)の発表

2009年のオバマ大統領のプラハ演説の具体的措 置の表れとして、米国は2010年4月に「核態勢の 見直し(NPR)」を発表した。核兵器が存在する限り、 米国は安全で防護された効果的な核戦力を維持す るとしつつ、核兵器の根本的な役割を、米国や同 盟国への核兵器による攻撃を抑止するものと位置 づけた。核兵器の役割を米国や同盟国への核兵器 による攻撃を抑止することに限定するいわゆる「唯 一の目的」を採用する用意は現時点では出来てい ないものの、そのような政策を安全に採用できる 条件が整うよう取り組んでいく旨明記した。また、 引き続き通常戦力の能力を強化し、核によらない 攻撃を抑止する上での核兵器の役割を低減してい く旨述べている。さらにNPRにおいては、新 STARTを超える今後の核削減の可能性についての 検討を指示しており、その際に考慮すべき要因と して、①地域的抑止、ロシア及び中国との戦略的 安定性及び同盟国への保証が強化されること、② 備蓄弾頭管理計画の実施及び核関連インフラへの 投資を通じて、ヘッジとして保持する非配備弾頭 の大規模な削減が可能となること、③核兵器の更 なる削減を行うにあたっては、ロシアと共に削減されることが重要としている。上述のとおり、NPRで、米国は、中国との戦略的安定性を確保するために対話を追求することを目標としたが、米中間の戦略的関係のあり方について様々な見方があり、評価も多岐にわたる。米国と中国が戦略的安定性を求めることが、日本を含めた地域の安全保障にどのような影響があるのか注目される。

(2) オバマ大統領によるベルリン演説

2013年6月19日、オバマ大統領はベルリンで行った演説の中で、核軍縮・不拡散に関する今後の追加的措置を発表した。具体的には、ロシアとの交渉を通じた新STARTのレベルからの配備済戦略核の最大3分の1削減、及び、欧州にある米露の戦術核の大胆な削減の提案である。加えて、2016年の核セキュリティ・サミットを米国で開催することや、包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准に向けて米国内の支持を構築していくことを表明し、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始についても呼びかけた。

最大3分の1の配備済み戦略核の削減については、ロシアとの交渉を前提としたものであるが、ベルリン演説後のシリア情勢やウクライナ危機、INF全廃条約問題などをめぐり、米露の緊張関係が高まる中、これまでのところ具体的な成果にはつながっていない。2015年 NPT運用検討会議において、ケリー米国務長官は、オバマ大統領によるロシアとの核兵器削減交渉に関する提案は引き続き有効であることを表明し、交渉の提案に応じるようあらためてロシアに求めた。

(3) 米国による核兵器の備蓄数の公表

2015年4月のNPT運用検討会議において、ケリー 米国務長官は、2014年9月時点での核兵器の備蓄 数が4,717発であること、また、この数値が冷戦期 の最大値から84%減少したものであることを公表 した。これは、2010年運用検討会議においてクリントン国務長官が初めて公表した米国の核兵器の 備蓄数をアップデートしたものである。ケリー長 官は、これに加えて、米国の核弾頭の解体数を初 めて公表した。具体的には、米国が過去20年間に おいて10万251個の核弾頭を解体したこと、及び約2,500個の核弾頭が解体待ちであることを明らかし、今後核弾頭の解体を20%加速させることを発表した(第5章第1節の3参照)。

(4) 今後の核軍縮

米国とロシアの間の核軍縮交渉については、2013年6月のオバマ大統領によるベルリン演説における新たな核削減提案の進展が期待されたが、上述のとおり具体的な進展は見られていない。一方で、こうした状況下においても、新 STARTは両国間で着実に履行されている。

引き続き、新STARTの削減対象に含まれていない非戦略核や非配備の核弾頭を含む米露のポスト新STARTにおける更なる核兵器削減交渉に向けた取組、CTBT批准へ向けた取組などの動向が注目される。

なお、米国は、2014年、核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV) を立ち上げ、核兵器のライフサイクルにおける監視及び検証に関する複雑な課題の理解を促進し、かつ、これらの課題に取り組むため、核兵器国と非核兵器国が協力して取り込むイニシアティブを開始した (第5章第3節参照)。

3. ロシア

(1) 軍事ドクトリン及び国家安全保障戦略の改訂

2010年2月に、2020年までの国防指針となる新たな「2010年軍事ドクトリン」が承認された際、核兵器の運用にかかる政策について詳述しているとされる「核抑止分野における2020年までの国家政策の原則」も同時に承認されたが、後者は非公開であるため、ロシアの詳細な核兵器の運用政策は不明である。軍事ドクトリンについては、2014年12月、プーチン大統領の指示に基づき「2010年軍事ドクトリン」を部分的に修正した「2014年軍事ドクトリン」が公表された。また、2015年12月には、プーチン大統領の承認を得て、ロシア連邦国家安全保障戦略が改訂された。

核兵器の使用の権利を留保する基準については、 2000年に承認された「旧軍事ドクトリン」では、「ロ シアの安全保障にとって危機的(critical)な状況」 とされたが、「2010年軍事ドクトリン」及び「2014年軍事ドクトリン」のいずれにおいても、「国家の存在そのものが脅かされた場合」とされている。また、「旧軍事ドクトリン」では記述されていた一定の条件の下で「NPT上の非核兵器国に対して核兵器を使用しない」という消極的安全保証(NSAs)(第5章第2節参照)にかかる文言は削除された。

核兵器の削減に関しては、国家安全保障戦略に おいて、長期的な安定的発展の条件となる、戦略 的安全性を確保するために、二国間合意や多国間 のフォーマットで核能力の削減に関する議論に応 じる用意があり、さらに国際的な安全保障及び戦 略的安定性を損なうことなく核兵器を削減するこ とを可能にするしかるべき条件の整備を促進する としている。なお、2008年以降、「コンパクト化」、「近 代化」、「プロフェッショナル化」を柱に積極的に 進められている軍改革の中でも、戦略核兵器の近 代化は最優先事項とされている。特に、ICBM、戦 略原潜、重爆撃機が耐用年数の関係により自然減 することから、ミサイル防衛突破能力を有すると いわれる SLBM「ブラヴァ」の開発、同 SLBMを 搭載する「ボレイ級」新型戦略原潜の配備も進め ており、現在3隻が就役している。

(2) ロシア政府関係者による核兵器をめぐる最近 の発言

2015年3月、ロシアのドキュメンタリー番組において、プーチン大統領は、クリミア「併合」に際して、あらゆる事態に備えて、核戦力も即応体制に入らせる用意があったと述べた。また、同月には、駐デンマークのロシア大使は、デンマークが米国主導のミサイル防衛システムに参加すれば、デンマーク艦船はロシアの核ミサイルの標的となり得ると発言した。

4. 中国

中国は、核兵器の弾頭数等について公表しておらず、中国の核戦力の実態や核軍縮措置は明らかになっていない。一般的には、中国の核戦力は、米国及びロシアには及ばないものの、約260発の核弾頭を保有しているとみられている(2015年 SIPRI年鑑)。運搬手段としては、地上発射型ミサイル、

潜水艦発射型ミサイル及び爆撃機を保有しており、 少数ではあるが、米国東海岸を射程におさめる ICBMも有しているとみられている。また、他の4 核兵器国が核兵器用核分裂性物質の生産停止を一 方的に宣言しているのに対し、中国はこのような 宣言を行っていない。

核兵器に関する宣言政策としては、2015年5月に公表された「中国の国防」において、中国は一貫して核の第一(先制)使用はしないとの政策を厳守し(無条件の第一(先制)不使用: No First Use)、自衛防御の核戦略を堅持し、非核兵器国と非核兵器地帯に対しては、無条件に核兵器を使用しない又は核兵器の使用をもって威嚇することはせず(無条件の消極的安全保証)、いかなる国とも核軍備競争をせず、みずからの核戦略を国の安全維持に要する最低レベルに維持すると記している。なお、2013年に公表された「中国の国防」では、2010年公表の「中国の国防」には明記されていた核兵器の第一(先制)不使用への言及がなくなったが、上述のとおり、2015年の「中国の国防」には、同政策を厳守する旨再び明記された。

中国に対しては、これまで、日中安保対話、日 中軍縮・不拡散協議等の各種二国間協議の場を通 じ、日本から累次核軍縮に向けた働きかけを行っ ている。最近では、2015年3月に行われた日中安 保対話において、中国の国防政策や軍事力近代化 について更なる透明性の向上を求めた。

5. フランス

フランスは1997年9月、地対地核ミサイルの廃棄を発表して以来、その核戦力において、相手の攻撃から生き残る第2撃能力の確保を基本とし、残存能力の高い爆撃機搭載方式と潜水艦発射方式の2方式を基本としている。1996年に核兵器用の核分裂性物質の生産終了を宣言し、ピエールラットにある核兵器用核分裂性物質生産施設を閉鎖したほか、核兵器国として初めて南太平洋核実験施設(於:ムルロア)の閉鎖・解体を行った。

2015年2月、イストル空軍基地でフランスの核 抑止に関する演説を行ったオランド大統領は、核 抑止力は他国によるフランスの死活的利益に対す る攻撃から同国を守るためにあり、「厳格な十分性」 を核抑止力の構成の基礎を成す原則であると述べ、これまでのフランスの核政策を踏襲した。また、同演説において、オランド大統領は、透明性向上措置の一環として、リュクスイユ空軍基地及びアルビオン旧核ミサイル関連施設を公開する旨表明し、リュクスイユ空軍基地については2015年4月、アルビオン旧核ミサイル関連施設については同年6月に各国外交官に公開した(日本政府も同視察に参加した)。

さらに、2015年4月、フランスはFMCTの条約草案をジュネーブ軍縮会議(CD)に提出した。

6. 英国

英国は、1995年に核兵器用の核分裂性物質及び その他の核爆発装置の生産を終了し、2002年には 潜水艦発射弾道ミサイル弾頭シェバラインの廃棄 を完了したと公表している。

2010年5月に誕生したキャメロン政権においては、核抑止力を維持し続けるとの方針の下、ヴァンガード級弾道ミサイル搭載原潜の後継艦の開発と既存のトライデント搭載型原潜の延命を決定した。また、2010年NPT運用検討会議が終盤にさしかかる中、ヘーグ外相が透明性に関する措置として、英国が保有するすべての核弾頭数が225個を超えることはない旨公表した。

2010年10月に発表された「戦略防衛・安全保障 見 直 し (SDSR: Strategic Defense and Security Review)」において、究極の保険政策である独立の 核抑止、24時間体制の核抑止の保持及び更新、並 びに現在のヴァンガード級の原子力潜水艦の活動 期間を延長することなどが記載され、原潜に搭載 される核弾頭数を48個から40個に削減し、これに より実戦に使用可能な弾頭を上限120に削減するこ とが表明された。また、ヴァンガード級原子力潜 水艦に搭載された運用可能なミサイル発射管の数 を、現在の16基から数年のうちに8基に削減する ことも発表された。英政府は、2015年1月、配備 済核弾頭については120個への削減が完了した旨を 公表した。

2015年11月に発表された「国家安全保障戦略及び戦略防衛・安全保障見直し2015 (NNS/SDSR2015: National Security Strategy and Strategic Defense and Security Review 2015)」では、2010年のSDSRをほぼ踏襲し、継続的海洋核抑止(Continuous At Sea Nuclear Deterrent)に基づいた最小限で信頼できる独自の核抑止を維持するとした。抑止力を維持する目的で、4隻の原潜を維持し、原潜に搭載される核弾頭数はこれまで通り40個とし、(1隻の原潜あたりの)運用可能なミサイルの数も8基までとすることを発表した。また、実戦に使用可能な核弾頭は120個を維持することとし、さらに、2010年SDSRで発表した2020年代半ばまでに全核弾頭数を180個までに削減する方針についても、踏襲することが確認された。

核兵器国の核兵器配備又は備蓄の状況

核兵器配備又は備蓄の状況(2015年1月現在)

	配備済核弾頭数*	その他の核弾頭**	2015年総計	2014年総計
米 国	~ 2,080	5,180	~ 7,260	~ 7,300
ロシア	~ 1,780	~ 5,720	~ 7,500	~ 8,000
英国	150	~ 65	~ 215	~ 225
フランス	290	~ 10	~ 300	~ 300
中 国		~ 260	~ 260	~ 250
総 計	~ 4,300	~ 11,545	~ 15,850	16,350

出典:2015年 SIPRI年鑑(ストックホルム国際平和研究所)

^{*}配備済とは、運用可能なミサイル又は運用可能戦力を備える基地に配備されている核弾頭を指す。

^{**}その他の核弾頭とは、備蓄されているもの、解体を待っているもの、又は、完全な配備にあたり準備が必要(組み立てや 装填など)核弾頭を指す。

[※]総数には、NPT上の核兵器国以外の国が保有する核弾頭を含む。

[※]全ての数値が概数。

7. 北大西洋条約機構 (NATO: North Atlantic Treaty Organization) に おける議論

欧州では、冷戦終結以降、欧州に前方配備された米国の核兵器は大幅に削減されてきたが、依然として少数の核兵器が残存している。正確な配備数及び配備国については非公表であるが、2010年3月、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ及びノルウェーの外相が、こうした戦術核の問題を含むNATOの核政策についての議論を深めることなどを求める書簡をNATO事務総長宛てに送付するなど、国際的な核軍縮の機運の高まりにあって、NATO内でも核政策をいかに再構築していくかという問題が議論されることになった。

こうした中で、2010年11月にリスボンで開催されたNATO首脳会合において、11年ぶりに新たな戦略概念(「NATO加盟国の防衛及び安全保障のための戦略概念:積極的関与及び近代的防衛」(「新戦略概念」))が採択された。核兵器については、NATOとしては核兵器が存在する限りNATOは核の同盟であるとしつつ、同時に、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意であるとしている。また、欧州の核兵器の更なる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の向上等が必要であるとしている。

また、2012年5月のNATOシカゴ首脳会合においては、「抑止と防衛態勢に関する見直し」(DDPR: Deterrence and Defence Posture Review)が発表された。同見直しでは、ロシアによる相互な行動を条件として、NATOは、NATO加盟国に割り当てられる非戦略核兵器に対するNATOにとっての必要な要件をさらに減らすことを検討する準備があると表明された。

【NATO「新戦略概念」ポイント】

- ○「集団防衛」、「危機管理」及び「協調的安全保障」 がNATOの中核的任務。
- ○国民の安全に対する脅威を抑止し、その脅威から 国民を防護するための必要なあらゆる能力の保 持。
- ・核・通常兵力の適切な調和を維持。核兵器が存在 する限り NATO は核の同盟。
- ・弾道ミサイル攻撃から国民及び領土を防護するミサイル防衛能力を集団防衛の中核として開発。ミサイル防衛に関し、ロシア及び欧州、他の大西洋地域のパートナーと積極的に協力。
- ・大量破壊兵器(化学兵器、生物兵器、核兵器等) の脅威、サイバー攻撃、国際テロに対する防衛能 力の更なる向上。
- NATO 加盟国の領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の危機及び紛争に対し、可能かつ必要な場合には、危機の防止及び管理、紛争後の安定化及び復興支援に関与。
- NPT の目標に従って、核兵器のない世界に向けた条件を創出する決意。
- ○冷戦後、欧州の核兵器は大幅に削減されたが、さらなる削減には、ロシアによる核兵器の透明性の 向上等が必要。
- NATO・ロシア間の協力は戦略的重要性を有する。ミサイル防衛、テロ対策、海賊対策を含む共通の関心分野における政治対話及び実務協力を促進。

【「抑止と防衛態勢に関する見直し(DDPR)」ポイント】

- ○核兵器が存在する限り、NATO は核の同盟。
- NATO 加盟国は、米国、英国、フランスにより 一方的に提示された消極的安全保証の重要性を認 識。
- ○北大西洋理事会は、適当な委員会に対し、NATOが欧州配備の非戦略核への依存を低減することを決定する場合を含め、核共有のアレンジメントに可能な限り幅広い加盟国の参加を確保する概念の構築を指示する。
- ○ミサイル防衛は NATO の防衛態勢の不可分の一部。NATO は、相互運用可能な NATO ミサイル防衛能力の構築の必要性へのコミットメントの実現を継続。ミサイル防衛は核を補完。
- NATO のミサイル防衛は、ロシアに向けられた ものではない。NATO は、ロシアとのミサイル 防衛協力を追求。
- ○欧州における NATO とロシアの非戦略核戦力態勢に関する提案を策定し相互理解を高める目標を掲げつつ、NATO・ロシア理事会においてロシアとの間で、透明性と信頼醸成に関する考えを発展・交換することを期待。
- NATO はロシアの方が欧州大西洋地域に配備している非戦略核兵器をより多く保有していることを考慮しつつ、ロシアによる相互的な行動を条件として、NATO加盟国に割り当てられる非戦略核兵器への要件を更に減らすことを検討する準備がある。
- NATO 加盟国は、北大西洋理事会が適切な委員会に対し、NATOに割り当てられた前方基地配備の非戦略核兵器を相当数削減できるようにするために、ロシア側からいかなる相互的な行動を期待するかについて、より広い安全保障環境の文脈で、さらなる検討を行うよう指示することに合意した。

第2章

包括的核実験禁止条約(CTBT)

第1節

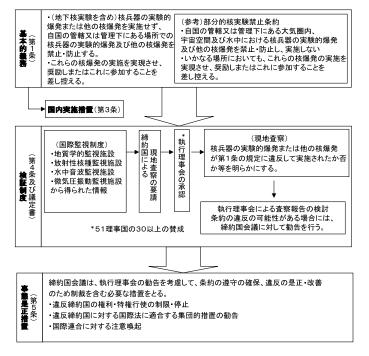
概 要

核兵器の開発を行うためには、核実験の実施が必要であり、核実験を禁止することは核軍縮・不拡散を推進する上で極めて重要である。米国、英国及びソ連の三か国による交渉を経て、1963年10月、部分的核実験禁止条約が発効したが、この条約は地下核実験を禁止の対象としていなかったため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな課題の一つとされてきた。包括的核実験禁止条約(CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty)は、いかなる場所においても核実験を行うことを禁止する条約であり、核軍縮・不拡散上極めて重要な意義を有する。

CTBTの交渉は、1994年1月からジュネーブ軍縮 会議(CD)において開始され、2年半にわたる困 難な交渉の後、最終的にはインド等の反対により、コンセンサス原則をとる CDでは同条約を採択することができなかった。これを受け、オーストラリアが中心となって、CDで作成された条約案を国連総会に提出し、1996年9月、国連総会は圧倒的多数をもって同条約を採択した(賛成:153か国、反対:インド、ブータン、リビア。棄権:キューバ、シリア、レバノン、タンザニア、モーリシャス。)。

条約の発効には、原子炉を有するなど、潜在的な核開発能力を有すると見られる特定の44か国(一般的に「発効要件国」と言われる)の批准が必要とされ、現在のところ、発効要件国8か国が未批准であるため、条約はいまだ発効していない。日本は発効要件国であり、1996年9月に署名、1997年7月に批准している。

包括的核実験禁止条約の概要



【参考】 CTBT第4条は、 「検証制度は、この条約が効力を 生ずる時に検証 についてこの条約 が定める要件を みたすことが出来 るものとする」と定 めており、その発 効前から同条約 に規定された検証 制度が整備される ことが前提とされ ている。このため、 CTBTO準備委員 会暫定技術事務 局(PTS)は国際 監視制度(IMS) 世界中のIMS施 設から送付される データを処理する 国際データセ ター(IDC)の設置、 並びに現地査察 (OSI)実施のため の準備等のCTBT の検証体制の整 備を行っている。

1. CTBTの主な内容

CTBTは、すべての核実験(核兵器の実験的爆発及び他の核爆発)の禁止を規定するほか、その遵守を検証するためにオーストリアのウィーンにCTBT機関(CTBTO)を設置し、国際的な検証制度を設けることを定めている。仮に、いずれかの締約国が自国による条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態の是正要請に応じない場合には、締約国会議は当該締約国が条約に基づく権利及び特権を行使することを制限・停止することを決定できる。また、核実験を実施する等、本条約の基本的義務の違反によって、条約の趣旨及び目的に対する障害が生じる可能性がある場合には、締約国会議は締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる旨規定されている。

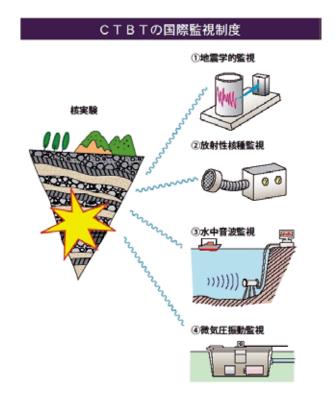
2. 検証制度

CTBTが定める検証制度は、①国際監視制度 (IMS: International Monitoring System)、②協議 及び説明、③現地査察 (OSI: On-site Inspection) 及び④信頼醸成措置から構成される。

(1)「国際監視制度(IMS)」とは、世界321か所に設置される監視施設と16か所の公認実験施設から送信されるデータを通して、条約により禁止される核実験が実施されたか否かを締約国が判断することを可能とする制度である。監視施設には、地震学的監視観測所^{注1}、放射性核種監視観測所^{注2}、水中音波監視観測所^{注3}及び微気圧振動監視観測所^{注4}の4種類の観測所がある。観測所における監視の結果得られたデータは、ウィーンに設置されている国際データセンター(IDC)に送付され、処理される。2013年2月の核実験を含め過去の北朝鮮による核実験の際に、IMSの有効性は確認されている。

なお、IMSは現在約9割の整備が完了しており、整備済のIMS観測所や実験網が暫定運用されている。また、IDCへのデータ送信及びIDCから署名国へのデータ配布も定常的に行われている。

- 注1 地震波を観測する。
- 注2 大気中の放射性核種を観測する。
- 注3 水中(海中)を伝搬する音波を観測する。
- 注4 気圧の微妙な振動を観測する。



- (2)「協議及び説明」とは、条約により禁止される核実験の実施について懸念を引き起こす問題が発生した場合、締約国が、他の締約国との間で、CTBTOとの間で又はCTBTOを通じて、問題を明らかにし、解決するための制度である。この制度は、疑いをもたれた締約国による説明を含む。
- (3)「現地査察(OSI)」は、条約により禁止される核実験が行われたか否かを明らかにすること、及び違反した可能性のある者を特定するために役立つ情報を可能な限り収集することを目的として、査察団を派遣する制度である。「現地査察」の実施は、51か国の執行理事会の理事国のうち、30か国以上の賛成により承認される。
- (4)「信頼醸成措置」とは、鉱山などで実施されている爆発(化学的爆発)を条約により禁止される核実験と誤認しないために、締約国が、そのような爆発の実施についてCTBTOの内部機関である技術事務局に事前に通報しておくなどの協力を行う措置をいう。

第2節

CTBT の早期発効に向けて

1. 署名・批准の状況

署名国は183か国、そのうち批准国は164か国である(2016年1月現在)。2012年2月に発効要件国であるインドネシアが批准し、発効要件国44か国中批准国は36か国となった。署名済みであるが批准していない発効要件国は、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国の5か国。署名も行っていない発効要件国はインド、パキスタン及び北朝鮮である。

2. 未署名又は未批准の発効要件国の動向

- (1)米国においては、CTBTを支持するクリントン政権下の1999年に、上院において CTBT批准法案が一度否決された。オバマ大統領が2009年4月のプラハ(チェコ)における核兵器のない世界に関する演説の中で、「即時に、また積極的に CTBTの批准を追求する」旨明言し、ブッシュ政権時代の CTBTに対する消極的・否定的な立場を転換した。しかし、オバマ政権の第一期中には CTBTの批准はされず、2012年11月のオバマ大統領の再選後も、批准の見通しは引き続き不透明である。
- (2) 中国は批准法案が全国人民代表大会で審議 されていると説明しているものの、承認が得られ る時期については定かではない。
- (3) エジプト、イスラエル及びイランは CTBT に署名しているが、中東情勢等を背景として、未 だ批准していない。
- (4) 未署名のインドは、一方的かつ自主的な核 実験モラトリアム(一時停止)に対するコミット メントを表明している。
- (5) 未署名のパキスタンは CTBTを支持しているが、インドの署名・批准を自国の署名・批准の条件としている。
 - (6) 未署名の北朝鮮は、2006年10月、2009年5

月及び2013年2月に続き、2016年1月に4回目の核実験を実施した。これは、2005年9月の六者会合共同声明や関連国連安保理決議に違反するのみならず、核実験禁止を求める国際社会全体の意思及びCTBTに対する重大な挑戦であり、CTBTの早期発効及び検証体制の整備の必要性を一層認識させるものとなった。

3. CTBT発効促進努力の意義

以上に述べたとおり、CTBTは、今のところ発効 のめどが立っていないが、署名国は183か国、批准 国は164か国に上っており(2016年1月現在)、核実 験禁止は国際社会の普遍的な価値観として根付い てきているとも言えよう。また、5核兵器国のす べてが、また、1998年に核爆発実験を行ったイン ド及びパキスタンの両国もその後、核実験モラト リアム (一時停止) を宣言し、今日まで遵守され てきていることは、戦後から1996年まで核爆発実 験がほぼ毎年、多い年には178回も行われていたこ とを考えれば、北朝鮮による核実験はあったもの の、CTBTが核実験を抑止する上で相当の効果をも たらしているとも考えられる。さらに、その北朝 鮮の核実験実施にしても、国際社会の反応として 国連安保理決議をはじめとした厳しい反応や、国 連総会決議(核兵器廃絶決議及び CTBT決議)等 に見られる CTBTの早期発効に向けた取組を要請 する声があること等を踏まえれば、核実験を行う 政治的コストが高まっており、また、核実験禁止 について事実上の規範が成立しつつあるとも言え る。日本が国際社会の先頭に立って CTBT 発効を 促進しているのも、核実験の禁止を法的拘束力の あるものとし、また不可逆的なものとすることで、 より確実な国際規範とするためである。

第3節 発効促進に向けた日本の取組

日本は、NPT体制を基礎とする核軍縮・不拡散 体制を支える重要な柱として、CTBTの早期発効を 核軍縮・不拡散分野の最優先課題の一つとして重 視し、以下のような外交努力を継続してきた。

1. 発効促進会議等への貢献

(1) 発効促進会議

発効促進会議は、CTBTの規定に基づいた公式な会議である。CTBTは、署名開放後3年を経過しても発効しない場合、批准国の過半数の要請によって、発効促進のための会議を開催することを定めている。この規定に従い、1999年10月以降、隔年で計9回発効促進会議が開催されている。

1999年の第1回発効促進会議では、高村正彦外務大臣が政府代表として出席し、同会議の議長を務めた。その後、日本は、2001年の第2回発効促進会議に向けて、「調整国」として非公式会合を開催するなど、各国の意見調整に努めてきた。

2015年9月にニューヨークで開催された第9回 発効促進会議では、発効要件国を中心とする未署 名国・未批准国に対する早期署名・批准の呼びかけや核実験モラトリアム維持の重要性、CTBT早期 発効を支援する賢人グループの役割の認識、検証 体制構築に関する支援の確認、CTBT検証体制の本来機能に加えた民生・科学分野における有用性等を盛り込んだ最終宣言が全会一致で採択された。日本からは岸田文雄外務大臣が参加し、イドリソフ・カザフスタン外相とともに同会議の共同議長を務め、①発効要件国を中心に未署名・未批准国への政治的働きかけの促進、②核実験検知のための国際監視制度の構築の促進、③核兵器使用の惨禍を市民社会に一層広めていくことの促進という「3つの促進」を呼びかける演説を行った。

(2) CTBTフレンズ外相会合

CTBTフレンズ外相会合は、発効促進会議が開催されない年にCTBTの発効促進に高い関心を有する日本、オーストラリア、オランダなどを中心とする同志国の呼びかけによって隔年で開催されている非公式会合である。

最初のフレンズ外相会合は、2002年9月、川口順子外務大臣のほか、オーストラリア及びオランダの外相を中心とするCTBT批准国外相の呼びかけによって、ニューヨークの国連本部において開催された。同会合では、CTBTの可及的速やかな署名及び批准並びに核実験モラトリアム継続を要請する外相共同声明を発表した。この声明には、当初、英国、フランス、ロシアの3核兵器国を含む18か国の外相が署名し、その後、50か国以上の外相の替同を得た。

最近では、2014年9月に岸田外務大臣による議長の下で第7回 CTBTフレンズ外相会合が開催された。同会合では CTBT発効促進に向けた閣僚共同声明を採択し、104か国(5核兵器国を含む)の賛同を得た。岸田外務大臣は、CTBTの早期発効のためには、残りの発効要件国が、核実験禁止という国際社会の強い決意とビジョンを再確認する政治的な意思を行動で示すことが重要である旨訴えた。

(3) 賢人グループ (GEM:Group of Eminent Persons)

賢人グループは、ゼルボ包括的核実験禁止条約機 関(CTBTO)準備委員会暫定技術事務局長のイニ シアティブにより、2013年8月に発足した有識者グ ループである。メンバーは、全世界地域から選出さ れ、各人の人脈や知見に基づき、発効要件国の批准 に向けた働きかけの実施等を含む CTBTの早期発 効に向けた取組を行うことが想定されている(メン バーについてはCTBTOホームページ (https:// www.ctbto.org/specials/group-of-eminent-personsgem/)を参照)。モゲリーニEU外交問題上級代表 といった現閣僚の他、ペリー元国防長官(米国)や イワノフ元外相(ロシア)等の元閣僚を含む約20名 がメンバーとなっており、日本からは阿部信泰元国 連事務次長(軍縮担当)(現原子力委員会委員)が 参加している。第1回会合(2013年9月、於:ニュー ヨーク)、第2回会合(2014年4月、於:ストック ホルム)、第3回会合(2015年6月、於:ソウル) に続き、第4回会合が広島において開催された(2015 年8月24日~25日) (第2章コラム参照)。

2. 二国間会談等における働きかけ

日本は、従来から二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を捉えて CTBTの早期発効の重要性を呼び掛け、また、未署名・未批准国 (特に発効要件国) に対して署名・批准を働きかけてきている。2013年から2015年にかけては、総理大臣、外務大臣、政府高官レベルにおいて、発効要件国の中ではインドや米国、イラン等に対し、二国間の会談や協議において働きかけを実施した。

3. IMSの整備への取組

日本は、CTBTの遵守状況を検証するためのIMSの立ち上げを支援するために、特に地震観測に関する日本の高い技術を活用して、開発途上国に対する技術援助を行っている。具体的には、1995年度以降毎年、グローバル地震観測研修への研修生を受け入れてきた(2015年度実施分までに207名を受入れ)。このような日本の努力は、IMSの整備に貢献するとともに、各国におけるCTBT批准に伴う国内実施を容易にすることにより、未批准国によるCTBTの批准を促進することにつながる。このような日本の協力は、CTBTO準備委員会暫定技術事務局(PTS: Provisional Technical Secretariat)や関係各国からも高く評価されている。

また、2014年11月から12月にかけてヨルダンで

実施された大規模統合野外演習(IFE14)及びその事前演習にも機器の貸与を実施した。2013年には、CTBTの早期発効及びCTBTの検証体制の下での核実験検知システムの向上に資するべく、財政貢献を行った。2012年には、放射性核種観測所において放射性物質や化学物質の大気中での移動・拡散の様子を気象データを用いてシミュレーションするための計算プログラムである大気輸送モデル(ATM)強化にも財政貢献を行った。

4. 日本における監視観測施設の整備・運営

日本は、CTBT規定上、10か所の監視観測施設を 国内に設置することとされており、2002年11月、 これらの監視施設を建設・運用するための CTBT 国内運用体制を設立した。2014年末までに全施設 が PTSの認証を得て、暫定運用を開始している。

- ○地震学的監視観測所主要観測所:松代
- ○地震学的監視観測所補助観測所:大分、国頭、 八丈島、上川朝日、父島
- ○微気圧振動監視観測所:夷隅
- ○放射性核種監視観測所:沖縄、高崎(希ガス検知装置を追加的に設置)
- ○放射性核種のための実験施設: 東海

わが国におけるIMS整備

全国の10か所の観測所が CTBT機関準備委員会暫定技術事務局の認証を受けて運用段階に



▲:主要地震観測所

松代 (PS22) 2004年12月 認証

▲ :<u>補助地震観測所</u>

大分 (AS51) 2008年12月 認証 国頭 (AS52) 2008年 3月 認証

八丈島(AS53) 2008年 3月 認証

上川朝日(AS54)2008年12月 認証

父島(AS55) 2008年12月 認証

●:放射性核種観測所

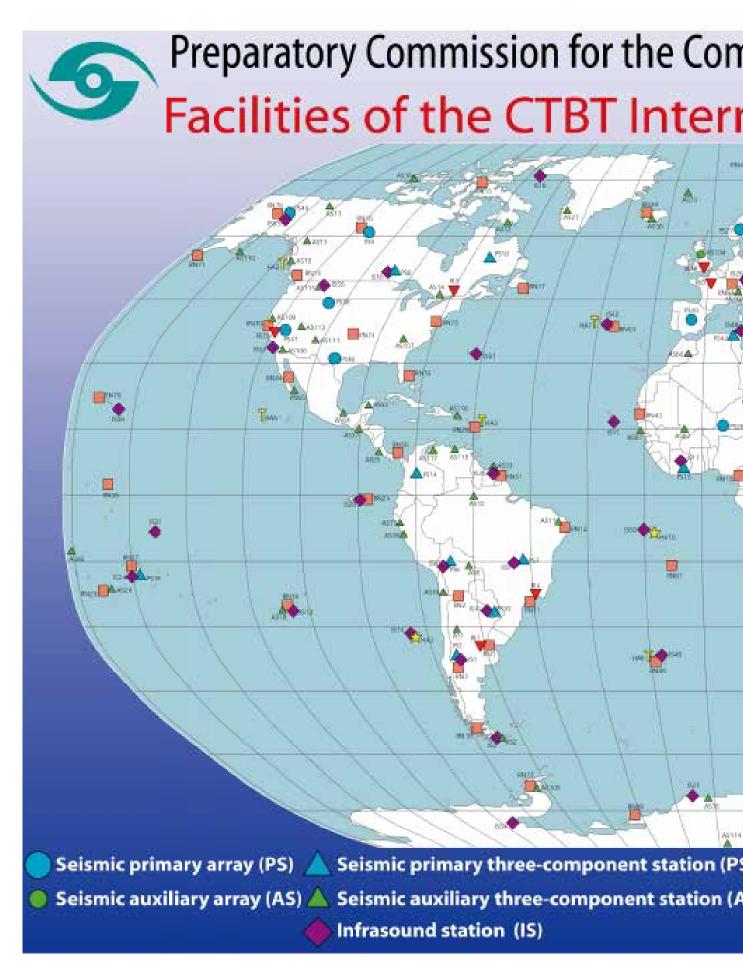
沖縄 (RN37) 2007年 2月 認証 高崎 (RN38) 2004年 2月 認証

★:<u>放射性核種実験施設</u>

東海(RL11) 2006年11月 認証

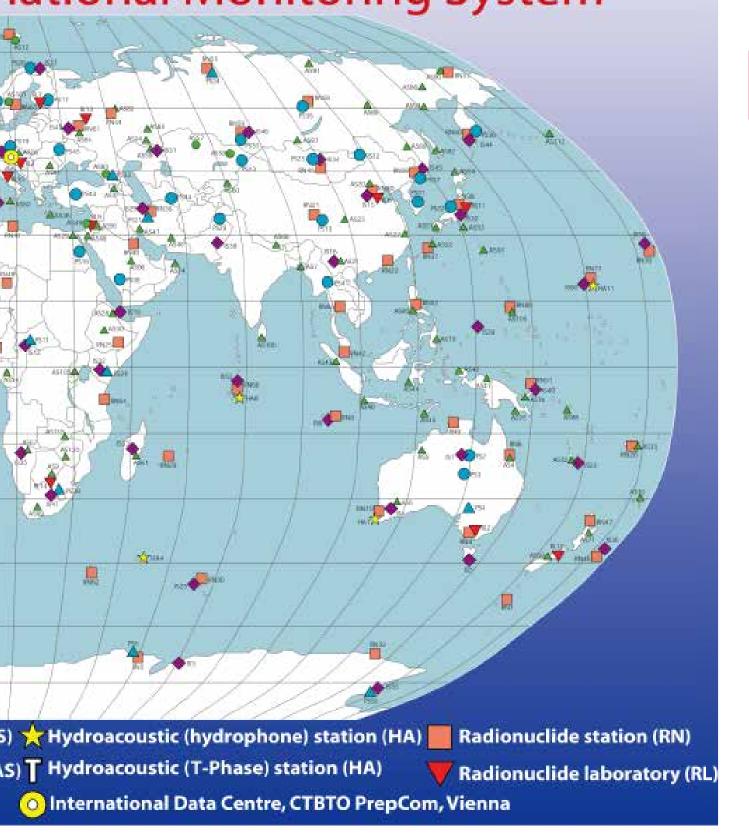
◆:微気圧振動観測所

夷隅(IS30) 2005年 3月 認証



CTBT国際監視制度

nprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBTO) national Monitoring System



コラム

CTBT賢人グループ (GEM) 会合の広島開催

2015年8月24~25日、広島において第4回賢人グループ会合が開催された。これは、日本とカザフスタンが2015年9月から2017年9月までの2年間、CTBT発効促進共同調整国となることから、CTBTの発効促進に資する取組の一環として日本政府のイニシアティブによって開催されたものである。

同会合には、阿部信泰元国連事務次長(日本)、ブラウン元国防大臣(英国)、ダナパーラ元国連事務次長(スリランカ)、ドゥアルテ元国連上級代表(ブラジル)、デュクロ外務省参与(フランス)、ホフマン元 CTBTO事務局長(ドイツ)、リー大使(韓国)、ペリー元国防長官(米国)の他、職権メンバーとして、ミコラ副大臣(ハンガリー)、マヘンドラ在京大使(インドネシア)、アシクバエフ外務次官(カザフスタン)が参加した。

また、開会式に中根一幸外務大臣政務官が出席し、岸田文雄外務大臣の開会挨拶を代読したほか、ゼルボ事務局長、ペリー元国防長官がそれぞれ挨拶を述べた。また、会議の終盤において広島宣言が採択された。同会合の翌日の26日には同じく広島で開催された国連軍縮会議(国連軍縮部主催)のハイレベル・セッションに数名の GEMメンバーがパネリストとして参加した。



集合写真:下段右4中根一幸外務大臣政務官



議論の様子



平和記念資料館視察

第3章

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

第1節

概要と意義

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT: Fissile Material Cut Off Treaty)は、通称カットオフ条約又はFMCTと呼ばれる。FMCTは核兵器用の核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウム等)の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものである。1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)が採択された後、国際社会が次に取り組むべき現実的かつ実践的な多数国間の核軍縮・不拡散措置と位置付けられており、核軍縮・不拡散の双方の観点から大きな意義を有する。

FMCTが成立すれば、米国及びロシア等による核 兵器削減の方向性を支え、新たな核兵器保有国の出 現を防ぎ、また、核軍備競争をなくすことにつなが り得る。これは、核軍縮・不拡散の歴史上大きな意 味を持つとともに、国際的な安全保障環境の安定に も大きく貢献することになる。想定されている条約 上の義務としては、①核兵器及びその他の核爆発装置の研究・製造・使用のための核分裂性物質の生産禁止、②他国の核兵器用核分裂性物質の生産に対する援助の禁止といった中核的義務のほか、③核兵器用の核分裂性物質生産施設の閉鎖・解体又は民生用への転換、④閉鎖・解体された施設又は民生用に転換された施設を核兵器用の核分裂性物質生産用に戻すことの禁止、⑤核兵器用又は軍事用に余剰とされた核分裂性物質ストックを核兵器用に戻すことの禁止、⑥非核兵器用の核分裂性物質ストック又は今後生産される非核兵器用の核分裂性物質の核兵器用への転用禁止、⑦他国からの核兵器用核分裂性物質の受領及び他国への移転の禁止などが挙げられる。

核兵器不拡散条約(NPT)上の核兵器国のうち 米国、ロシア、英国、フランスは核兵器用核分裂 性物質生産モラトリアムを宣言しているが、中国 はこの宣言を行っていない。

第2節 / 経 緯

FMCTは、1993年9月、クリントン米国大統領が国連総会演説で提案したものであり、同年11月には、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択された。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議 (CD) とすることが合意された。

そのCDにおいては、その後長年にわたって交渉 開始のための特別委員会や作業部会といった補助 機関の設置について議論がなされてきたが、現在 に至るまで実質的な交渉は開始されていない。 1995年、1998年及び2009年にはFMCT交渉のための補助機関の設置が合意されたが、下記のとおり実際の交渉にまでは至らなかった。

1995年においては、特別調整官として指名されたシャノン・カナダ軍縮代表部大使がCDに提出した各国との協議の結果に関する報告書(「シャノン報告書」)に基づき、FMCT交渉のための特別委員会設置が決定された。しかし、特別委員会の議長が指名される段階になって、FMCT交渉と具体的な期限を区切った核廃絶の進展を結びつける主張

がなされ、この主張をめぐって各国の意見が対立 したため、特別委員会の議長が指名されず実際の 交渉は行われなかった。

1998年においては、インド及びパキスタンによる核実験の実施といった新たな状況の出現を受けて、同年8月、特別委員会が設置された。特別委員会は同年8月から9月の間に2度にわたり会合を開催したが、会期終了間際であったこともあり、各国間の意見交換が行われたのみで、実質的な条約交渉を開始するまでには至らなかった。

その後も特別委員会設置に向けた議論が行われたものの、各国のCDにおける主要事項の優先度が異なったことから、FMCTの交渉開始に合意することができなかった。また、国際社会ではシャノン報告書以来、国際的に検証可能なFMCTを作成することが合意されていたが、米国がブッシュ政権によるFMCTに関する政策見直しの結果、検証制度のないFMCTを主張したことも交渉開始に合意することができなかった要因となった。こうした状況の中、議題ごとに調整役を任命し、交渉には至らずとも、非公式の集中討議を行う努力が続けられた。

2009年に誕生した米国オバマ政権が検証可能な FMCTの作成を支持する政策に戻り、条約交渉開始に向けた動きが高まったこともあり、2009年5 月にはFMCT交渉を行う作業部会の設置を含む作 業計画案が採択された。この採択直後から、作業計画の実施に必要な決定案(作業日程や作業部会議長等)の協議が行われたが、パキスタンの反対により合意に至らず、2009年中の条約交渉開始を含む作業計画を実施することはできなかった。

2010年、2011年も CDは作業計画を採択できずに 終了し、2011年10月の国連総会第一委員会において、 カナダが提出した FMCT決議案で、CDが2012年会 期で作業計画を採択・実施できない場合は2012年9 月からの第67回国連総会での交渉という選択肢を検 討することが決まった。CDは2012年会期において も、作業計画を採択できずに終了し、2012年10月の 国連総会第一委員会において、政府専門家会合 (GGE) の設置を要請する FMCT決議案が採択され た。その後も2015年に至るまで CDにおける FMCT 交渉開始は合意できていないが、同決議を受け、 2014年及び2015年にかけてジュネーブにおいて計4 回の GGEが開催された。同 GGEは、将来の交渉に おける各国の立場に影響しないとの前提で、将来の 交渉の有益な参考となることを目的として、定義、 検証、スコープ、法的・組織的事項といった FMCT に関する様々な論点に関する見解について、潜在的 な一致点や相違点を特定するとともに、将来の交渉 者は GGEの成果を考慮に入れることなどの勧告を含 む GGEの報告書をまとめ、2015年6月に公表した。

第3節 交渉促進に向けた日本の取組

日本は、FMCTの核軍縮・不拡散における重要性に鑑み、交渉の即時開始を重視し、そのための努力を行ってきた。近年では2015年3月に宇都隆史外務大臣政務官がCDに出席し、CDの前進とFMCTの早期交渉開始を訴えた。

また、条約交渉開始へのモメンタムを維持し、また、 将来の交渉の議論の参考にすることを念頭に、2011年 2月、3月及び5月に日本とオーストラリアはFMCT に関する専門家会合を共催した。これは、CDの公式な 会合ではなく、あくまでも有志国による非公式な会合 であるが、CDにおけるFMCT交渉開始への機運を高 めるために、CD開催期間中にCDの本会議場近くで開 催したものである。同専門家会合では、「核分裂性物質」 や「生産」の定義、検証制度などについて深い技術的 な議論を行い、CD公式本会議に議論の内容を報告した。

2013年、日本は、FMCTに関する加盟国の見解を 提出するよう求めた国連総会決議(A/RES/67/53) に基づき、FMCTに関する詳細かつ具体的な日本の 見解を国連事務総長に提出した。同決議で設置され た上述のGGEにも、日本からは須田明夫元軍縮会議 日本政府代表部大使が政府専門家として参加し、議 論の収斂や報告書のとりまとめに積極的に貢献した。 さらに、2014年4月末に行われた2015年NPT運用検 討会議第1回準備委員会において、軍縮・不拡散イ ニシアティブ(NPDI)としてのFMCTに関する基 本的な考え方をまとめた共同作業文書も提出した。

第4章

核兵器の非人道的影響

第1節 概要

近年、核兵器が世代と国境を越えて社会、経済、環境にもたらす様々な非人道的な影響についての認識を、市民社会とも連携しつつ深め、広げることを通じ、核兵器の完全廃絶に向けた機運を盛り上げる国際社会の動きが活発化している。

もとより、核兵器がもたらす壊滅的で非人道的な影響については、原子爆弾が広島・長崎に投下された当時から認識されており、それ自体は必ずしも新しいことではない。実際、1946年1月、国連総会で最初に採択された国連原子力委員会の設置に関する決議では、「核兵器及びその他の大量破壊兵器の廃絶」に関する提案を行うことがその目的の一つとして盛り込まれ、1978年6月、第1回国連軍縮特別総会(SSOD-1)で採択された最終文書においては「核兵器は人類及び文明の生存に対して最大の危険を引き起こす」との文言が盛り込まれたほか、核兵器不拡散条約(NPT)、トラテロ

ルコ条約を含む多くの多国間交渉文書にその精神が反映されている。日本も以前から、被爆の実相を国境と世代を越えて伝える様々な取組を行ってきている(第11部第4章及び第5章参照)。

そうした核兵器の非人道的影響に焦点を当てる 議論が、近年、オーストリア、スイス、メキシコ を中心とする「人道グループ」や市民社会を中心 として、国際的な核軍縮の文脈で活発化している。 従来、核軍縮は、抑止理論をその中心に据えた国 家安全保障の観点から議論されてきており、そう したグループや市民社会による核兵器の非人道的 影響を巡る議論は、国家の安全保障観を前提とし た核軍縮アプローチが成果を生んでいないとの不 満を背景に、軍事的必要性から非倫理性・非道徳 性に、国家安全保障から人道主義へと議論の焦点 を移すことにより、核軍縮の取組を進めようとす る取組と考えられる。

第2節 / 経 緯

2010年 NPT運用検討会議で採択された行動計画において、核兵器廃絶に国際人道法を活用するアプローチを模索していたスイスやオーストリアの働きかけの結果、「会議は、核兵器のいかなる使用についても壊滅的で非人道的な結末に深い懸念を表明し、いかなる場合であっても、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」との文言が盛り込まれた。その後、2015年運用検討会議までの3回の準備委員会を含む4年間の運用検討プロセスにおいて、核

兵器の非人道性を前面に押し出して核廃絶をめざす16か国からなる「人道グループ」(オーストリア、チリ、コスタリカ、デンマーク、バチカン、エジプト、インドネシア、アイルランド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、南ア及びスイス)は、一連の外交活動を開始した。その特筆すべき大きな動きとして、核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントと核兵器の人道上の影響に関する国際会議がある。

まず、2012年5月にウィーンで開催された2015年 NPT運用検討会議第1回準備委員会において、スイスが人道グループを代表して核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメントを実施した。その後、核兵器の使用がもたらす非人道的な結末についての深い懸念を表明する共同ステートメントがこれまで計6回実施されてきている(下記一覧参照)。

また、2013年10月以降は、オーストラリアも核 兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント を実施してきている。人道グループ主導の共同ス テートメントは、いかなる状況においても核兵器 が二度と使用されないことの重要性を訴え、非人 道的側面に焦点を当てた政治的意志を示すもので あるとともに、全てのアプローチを支えるものと して核兵器の非人道的影響についての意義が位置 付けられているのに対し、オーストラリア主導の 共同ステートメントは、核兵器の非人道的側面の みならず国家安全保障上の側面も重視し、漸進的 かつ実践的なアプローチを志向していることをそ の特徴としている。双方のステートメントは、回 を重ねる毎にその参加国を増やしてきており、 2015年4月のNPT運用検討会議時点で国連加盟国 のほとんど(181か国)がいずれかのステートメン トに参加するに至っている。

核兵器の人道上の影響に関する国際会議は、核 兵器の使用がもたらす様々な影響について科学的・ 技術的見地から議論を行う専門家レベルの会議で あり、これまで3回の会議が行われている(下記 参考参照)。第1回会議では、核兵器が健康・人体、 環境、気候変動、食糧安全保障にもたらす短・中・ 長期の影響について議論が行われた。第2回会議 では、これらのテーマに加えて、経済成長及び持 続的な発展に対する影響についての議論が行われ たほか、被爆の実相を各国に伝達する被爆者証言 が行われた。第3回会議では、これらのテーマに 加え、核実験の影響や既存の国際法規範との関係 についても議論されたほか、5核兵器国から米国 と英国が初めて参加した。第3回会議の議長国で あるオーストリアは、議長サマリーとは別に、核 兵器の禁止・廃絶のための法的ギャップを埋める 効果的措置の特定・追求を求めるとの自国の独自 の立場を示す「オーストリアの誓約」を発表し各 国に支持を求めた (2015年 NPT運用会議の際に「人 道の誓約」に改称した。)。

こうした動きは、2015年の第70回国連総会第一委員会において、3つの人道関連決議として現れた。オーストリアは、人道グループが主導してきた「核兵器の人道上の結末」に関する共同ステートメント及び「核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約」をそれぞれ国連総会決議案として提出し採択された。また、南アフリカは、核兵器の非人道的影響を踏まえ、核兵器のない世界に向けた倫理上の責務が安全保障に寄与する「最も高位に位置付けられる国際公共善」であると位置づけ、核兵器は集団安全保障を阻害すること等を宣言する内容の「核兵器のない世界のための倫理上の責務」決議案を提出し採択された。

【参考 人道グループ主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント】

日 時	会議	主導国	参加国数
2012年4月	NPT運用検討会議第1回準備委員会(於:ウィーン)	スイス	16か国
2012年10月	第67回国連総会第一委員会(於:ニューヨーク)	スイス	34か国
2013年4月	NPT運用検討会議第2回準備委員会(於:ジュネーブ)	南アフリカ	80か国
2013年10月	第68回国連総会第一委員会(於:ニューヨーク)	ニュージーランド	125か国
2014年10月	第69回国連総会第一委員会(於:ニューヨーク)	ニュージーランド	155か国
2015年4月	NPT運用検討会議(於:ニューヨーク)	オーストリア	159か国

【参考 オーストラリア主導による核兵器の人道上の結末に関する共同ステートメント】

日 付	会議	主導国	参加国数
2013年10月	第68回国連総会第一委員会(於:ニューヨーク)	オーストラリア	18か国
2014年10月	第69回国連総会第一委員会(於:ニューヨーク)	オーストラリア	20か国
2015年4月	NPT運用検討会議(於:ニューヨーク)	オーストラリア	26か国

【参考 核兵器の人道上の影響に関する国際会議】

日 付	会議	主 催 国	参加国数
2013年3月	第1回核兵器の人道上の影響に関する会議(於:オ スロ)	ノルウェー	127か国
2014年2月	第2回核兵器の人道上の影響に関する会議(於:ナ ジャリット)	メキシコ	146か国
2014年12月	第3回核兵器の人道上の影響に関する会議(於: ウィーン)	オーストリア	158か国

【参考 第70回国連総会第一委員会に提出された人道関連の3決議案】

決 議 名	投票 結果
核兵器の人道上の結末	賛成 136、反対 18、棄権21(日本は賛成)
核兵器の禁止及び廃絶のための人道の誓約	賛成 128、反対 29、棄権18 (日本は棄権)
核兵器のない世界のための倫理上の責務	賛成 124、反対 35、棄権15(日本は棄権)

第3節 日本の取組

日本は、国家安全保障の側面と核兵器の非人道 的側面の二つの認識を基礎として、核軍縮・不拡 散に向けた国際社会の取組を主導してきている(第 1部第2章参照)。特に、核兵器の非人道性につい ては、唯一の戦争被爆国という日本国民全でが共 有すべき歴史的体験を有する日本として、国際社 会で大いに議論される以前から重視してきている。 核兵器の非人道性の問題については、2014年1月 に長崎大学において岸田外務大臣から核軍縮・不 拡散スピーチの中で述べたとおり、日本は次の3 つの考え方に基づいて取り組んできている。

第1に、核兵器の非人道性を、核兵器のない世界に向けて国際社会を「結束」させる触媒と位置づけるべきであるという考え方である。核兵器の非人道性は、いかなる核軍縮アプローチをとる際にも考慮され、あらゆる核軍縮・不拡散の取組を

根本的に支える原動力であるべきである。人道グ ループ主導による核兵器の人道上の結末に関する 共同ステートメントについても、核兵器の非人道 的影響が全ての核軍縮アプローチを支えるものと して位置付けられる修正がなされた結果、2013年 10月以降、日本はこれに参加してきている。また、 日本は、フィンランド、ジョージア、アイスラン ドと並び、人道グループ主導、オーストラリア主 導の双方のステートメントに参加しているが、こ れはいずれのステートメントも核兵器のない世界 に向けた各国の強い政治的意志を示すものには変 わりはなく、核軍縮・不拡散の取組を進めるため に国際社会の一致した行動を促していくべきであ るとの考え方によるものである。こうした考え方 は、2015年運用検討会議の議長の最終文書案にお ける、核兵器の非人道的影響が「核軍縮分野にお ける努力を下支えし続けるべき鍵となる要因」であり、「核兵器のない世界に向けたすべての国々による努力に緊急性を与えるべきである」(パラ154のサブパラ1)との文言にも表れている。

第70回国連総会第一委員会に提出された3つの 人道関連決議案については、日本の原則的立場や これまでの政策との整合性を踏まえて投票態度を 決定し、採択後に概要次のとおり投票理由説明を 行った。「唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人 道性についてはどの国よりも直接に理解している。 こうした背景も踏まえ、日本は、核兵器の非人道 性への認識を広め、深めるために、様々な努力を 以前から行っている。日本としては、引き続き拡 大抑止を含む安全保障政策をとり、また、安全保 障と両立する形で核軍縮を進めつつも、核兵器の 非人道性に関する認識が、日本の核軍縮政策の基 本方針である現実的かつ実践的なアプローチの根 幹をなすものであることには変わりない。他方で、 核軍縮の進展には、核兵器国と非核兵器国の協力 が必要である。その意味で、核兵器の非人道性へ の認識は国際社会を結束させる「触媒」であるべ きで、分断させてはならない。特に、核兵器の人 道上の結末決議については、「核兵器の非人道性の 認識が全てのアプローチ・取組を下支えする」と いう主文の文言には、日本が進める現実的かつ実 践的なアプローチも含まれ、安全保障政策と両立 する形で核軍縮を進めるという日本の政策と整合 がとれると解されることから賛成した。」

第2に、核兵器の非人道性についての正しい認識を世代と国境を越えて「広げていく」べきであるという考え方である。日本は、従来から非核特使の派遣、被爆証言の多言語化、海外原爆展の開催、各国指導者・外交官・実務家の広島・長崎への招へい、軍縮・不拡散教育の促進等を行い、核兵器使用の惨禍の実相に触れるため様々な努力を積み

重ねてきている。特に、2013年6月には、核兵器 使用の惨禍を若い世代に継承していくため、新た に「ユース非核特使」制度を立ち上げ、これまで 107名の若者(2016年1月時点)が国連本部・国連 欧州本部・ジュネーブ軍縮会議等で核兵器使用の 惨禍を発信する取組を後押ししてきている(第11 部第5章参照)。また、認識を「広げる」ための努 力の重要性については、2015年運用検討会議の議 長の最終文書案においても、「核兵器の非人道的影 響を知るべく、被爆した人々及び地域とやりとり し、その経験を直接共有すること等を通じて指導 者や軍縮専門家、外交官に加え、一般の人々、特 に若い将来の世代の、核軍縮・不拡散に関するあ らゆるトピックに関する意識を向上させるため、 国連やその他の国際機関、赤十字・赤新月社、地 方政府、非政府組織、学術機関、民間と協力しつつ、 軍縮・不拡散教育の分野における努力を継続し、 強化することを推奨する。」(パラ154のサブパラ 18)という表現で盛り込まれている。

第3に、核兵器の非人道的影響に関する科学的知見を一層「深めていく」べきであるという考え方である。本章第2節で紹介した3回にわたる国際会議を通じ、核兵器が人体に対する瞬時の影響のみならず、将来世代にわたって社会、経済、環境に対して長期にわたる深刻な影響をもたらすことが改めて明らかになったが、日本としても、政府関係者のみならず放射線の専門家や被爆者等を派遣し、広島・長崎での被爆や核実験による被曝が人体に及ぼす影響についての専門的知見を紹介した。また、核兵器が使用された際に発生する医学面、社会インフラ面、経済面における被害の検証について5名の研究者に委託し、調査研究を実施した(外務省HPに掲載。http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page23_000872.html)。

コラム

核兵器の非人道性に関する国際会議に出席して

日本赤十字社長崎原爆病院名誉院長 朝長万左男

2013年3月、世界で初めてノルウェー政府によりオスロで開催された核兵器の非人道性に関する会議では、物理学・医学・環境学・気象学・経済学・食糧供給などの各分野の専門家により、核爆発の結末が網羅的に発表された。127か国が出席し、日本政府も代表団を送り、私が原爆被爆者における短期・長期の医学的影響を報告、被爆者代表の田中熙巳氏が被爆体験を証言した。

2014年2月のメキシコでの第2回会議には146か国が出席、核爆発による都市インフラ・マクロ経済の破綻が議論されるとともに、核爆発の偶発的・意図的・非国家組織による使用などの可能性が論じられた。この会議では核兵器の法的拘束を目指す多国間協議の枠組作りに進む時期が到来したと総括された。

2014年12月には第3回会議がウイーンで開催され、参加国は158か国となり、はじめて核保有国のうち米国と英国の代表が参加した。保有国側も非人道性の潮流に抗しきれなかった面とその急激な流れにくさびを打つ目的があったとも思われる。この会議では、初めて核実験の影響が取り上げられ、核兵器の使用に至るシナリオ、現存の国際的規範における核兵器の非人道性への言及の検証、さらに倫理・哲学的吟味も加えられた。米英の代表からは、核兵器の非人道性を両国とも認識することが表明され、印象的であった。日本からは今回も被爆者の証言と科学者からはビキニ水爆実験による日本の漁船員の大規模被曝と有意の被曝線量を証明したことが報告された。

この会議の総括では、核兵器禁止に向けた法的枠組みを話し合うプロセスの開始を求める意見が多くの国々から出されたとする一方、米英の核保有国およびその同盟国(NATO加盟国、日本、韓国など)からは国際安全保障の不安定な現状に鑑み、ステップ・バイ・ステップに現状を改善する以外に安全な核軍縮を追求する道はない主張があったとする、両論併記となった。

オーストリア政府はその後「オーストリアの誓約」を発表し、全人類の安全を脅かす核兵器の合法性についての認識が現在の各種国際法には欠けており、ギャップが存在していると指摘し、核兵器の禁止と廃絶に向けた法的ギャップを埋めるための具体策を追求することを要請している。この誓約は2015年4月末から始まった NPT運用検討会議に対して提出された。

核時代に入ってから70年目の現在、国際社会の核の非人道性の認識の高まりは、これまで国家間の 安全保障という主に政治面から議論されてきた核軍縮と廃絶への取り組みが進展しない現状に対して、 非保有国と市民社会の根強い不満が背景にあり、非人道性を中心に据えて核兵器の非合法化を目指す 新たな方向性を見出そうとする潮流を生みつつある。

第5章

さらなる核軍縮のための課題

第1節

透明性の向上

1. 意義

透明性の向上は、敵対国の誤解や誤算によって 生じ得る危機を未然に防ぐための信頼醸成措置 (CBM)の一環として発展してきた。特に、大規模 な軍事力が秘密のベールに包まれた状態で集中的 に配備されていた冷戦期の欧州大陸では、透明性 の欠如が互いの軍事行動に関する誤解や誤算を招 き、軍事衝突が発生する危険性があった。これを 回避するため、欧州では1950年代から、情報交換、 相互通知、検証などを通じて互いの軍事行動に予 測可能性を持たせる提案がなされ、1975年の欧州 安全保障協力会議(CSCE)へルシンキ最終文書に 結実した。互いの秘密を減らし、より開かれた状態をつくるという透明性の向上は CBMの基本的な 性質の一つである。

核兵器の軍備管理・軍縮においても、透明性の向上は、互いの誤解を防ぎ偶発的な核戦争を防止するという伝統的な CBMの一つとしての意義がある。また、冷戦時代に米ソ間で起きたような透明性の欠如によって生じる核軍備競争を避けるため、さらには、今後の核軍縮の進展を促すためにも、透明性の向上が必要と考えられている。また、核兵器国による核軍縮の進展の速度に対する非核兵器国の不満が強まる中で、核兵器不拡散条約 (NPT)への信頼性を維持するためにも、核兵器国による透明性の向上は、核兵器国と非核兵器国との間の信頼醸成の観点からも重要な意義を有する。

近年では、核軍備管理・軍縮上の義務を実施する に当たっての3原則(透明性の原則の他、削減され た核兵器が再び増加しないような措置を施すという 不可逆性の原則、条約の締約国が条約義務を履行し ているかを確認できる検証可能性の原則)の一つとして位置づけられている。透明性なくしては、不可逆的に核兵器が削減されていることを検証することは困難であるので、これら3つの原則の中でも、透明性の原則は、他の2つの原則の基礎であり、すなわち最も重要な原則であると言える。

なお、核兵器の透明性としては、①過去に関する透明性として、過去の核実験、核関連事故、核分裂性物質生産量、核兵器の生産量、②現在に関する透明性として、核軍縮努力、ドクトリン、相互査察・データ交換、既存・閉鎖核関連施設、核分裂性物質保有量、核兵器保有数、核兵器能力等、様々な側面がある。

2. これまでの NPT運用検討会議での合意

NPT運用検討プロセスにおいても、近年、透明性の重要性が認識されてきている。

2000年の NPT運用検討会議の最終文書で合意された核軍縮に関する13の措置において、各国の核兵器能力に関する透明性の向上が、全ての核兵器国がとるべき措置の一つとして初めて合意された。

2010年5月、ニューヨークの国連本部で開催された NPT運用検討会議で合意された「行動計画」においては、透明性は、不可逆性及び検証可能性と並んで、核軍縮・不拡散上の義務を実施するに当たっての3つの原則の一つとして初めて合意された(行動2)。また、核兵器国は、核兵器国としてとるべき具体的な核軍縮措置の進捗状況について、2014年の準備委員会において報告することが求められた(行動5)。全ての NPT締約国は、行動計画及び NPT第6条の実施について定期報告をす

べきことが合意された(行動20)。さらに、CBMの一つとして、核兵器国は、可能な限り早急に行動計画の進捗状況に関する標準的な報告様式(フォーム)に合意し、国家安全保障を損なわないよう自発的に標準的な情報を提供するための適切な報告間隔を決定するよう奨励された(行動21)。

3. 核兵器国の透明性

米国とロシアは、以前から二国間の戦略核削減 条約(START)の枠組みで、条約上の計算ルール に基づいた戦略運搬手段及び核弾頭の配備数を公 表していた。

核兵器国による核兵器の数の公表については、近 年、次のとおり大きな動きが見られた。米国は、「備 蓄された核兵器の数」について、2010年 NPT運用検 討会議におけるクリントン国務長官の演説で、初め て5,113個と公表した。米国はその後も更新された情 報を公表し、2015年 NPT運用検討会議においてケ リー国務長官の演説においては、4,717個であること を公表した。また、同会議では、現有の備蓄核兵器 数のみならず、過去20年間で米国が解体した核弾頭 の数を10,251個、また、現在、更に約2,500個の核弾 頭が解体待ちであることを初めて公表した(第3部 第1章第3節の2参照)。英国は、2010年10月の「戦 略防衛・安全保障見直し(SDSR)」において、2020 年代半ばまでに、核弾頭の全体の備蓄の上限を225個 から180個まで削減するとともに、実戦用に利用可能 な核弾頭数を160個から120個に削減すると発表した。 2015年1月、英国は120個への削減が完了したと発表 した。フランスは、2008年3月、サルコジ大統領が核 兵器国として初めて同国が保有する核弾頭の総数を 300個以下であると公表した(2015年2月のオランド 大統領の演説で同じ数字が再確認された。)。

4. 日本の取組

日本は、通常兵器の透明性向上のために軍備登録制度を提唱したように(第7部第7章第1節参照)、上記1.の意義を踏まえ、従来から軍備の透明性向上を重要なCBMの一つとして重視してきた。核兵器に関する透明性の向上についても、従来からその重要性を指摘してきたところであるが、近年は、より行動指向的な核軍縮を目指すべきと

の考えに基づいて、具体的かつ実際的な透明性の 向上を訴えてきている。

例えば、2010年の NPT運用検討会議で採択された行動計画において盛り込まれた上述の核兵器国による核軍縮の進捗状況に関する2014年の準備委員会での報告(行動5)や標準報告フォームの作成(行動21)は、日本の提案に基づくものである。

2010年運用検討会議の合意を受けて、日本は、標準報告フォームの一案を作成し、オーストラリアと共に2010年9月に結成した10カ国による軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の提案として、5核兵器国に提示した。同標準報告フォーム案については、2012年に開催された2015年 NPT運用検討会議第1回準備委員会において NPDIの共同作業文書として提出した。その後も NPDIは、2014年に開催された第3回準備委員会において、「透明性の向上」に関する共同作業文書を提出した。同作業文書は、透明性の原則は検証可能性及び不可逆性という核軍縮の他の2つの原則を支えるものであることを提唱し、また、核兵器国に対して標準報告フォームに合意した上で同フォームを用いて定期報告を行うことなどを求めた。

2015年運用検討会議では、日本は「透明性、報告 及び運用検討プロセス強化」と題する作業文書を独 自に提出した。透明性、報告及び運用検討プロセス 強化を結びつけたのは次のような考えに基づいてい る。すなわち、透明性の向上は、単に核兵器国の核 戦力に関する情報開示を求めることだけではなく、 NPT体制を引き続き維持・強化するためには、核 軍縮が達成されるまでは核兵器の保有が認められる 核兵器国による説明責任が果たされることが重要で ある。運用検討プロセスは核兵器国による説明責任 を果たすために NPTの第8条で規定されたもので あり、透明性の向上はその一環と位置づけることが できる。報告は、透明性の向上のための具体的な手 段である。このようなメカニズムを通じて、核兵器 国と非核兵器国の信頼が醸成され、NPT体制が維 持・強化されることになる。

こうした考えに基づいて2015年運用検討会議に 提出した日本の作業文書は、2012年に NPDI共同作 業文書として提出した核兵器国が透明性を発揮す べき対象としての核弾頭数などを列挙した標準報

告フォーム案に留まらず、報告メカニズムを運用検 討プロセス強化という文脈の中で再構築されてい る。具体的には概要次のとおり提案した。核兵器国 は2017年に開催される2020年運用検討会議第1回 準備委員会までに改めて標準報告フォームに合意 し、同フォームは運用検討プロセスを通じて継続し て改善される。核兵器国は、同フォームを用いて、 2018年に開催される第2回準備委員会以降、毎年、 戦略・非戦略核や配備・非配備核弾頭の種類・数な ど、具体的な数値情報を伴う形で各核兵器国がとっ た核軍縮措置を具体的に報告する。2019年に開催さ れる第3回準備委員会において、核兵器国が前年に 提出した報告をレビューするための特別セッショ ンを設ける。第3回準備委員会議長は自らの責任の 下で2020年運用検討会議に対して評価報告書を提 出する。2020年運用検討会議は、報告メカニズムの

実施における進展をレビューするとともに、その後 のステップについて決定する。

2015年運用検討会議において、日本は、核軍縮を扱う主要委員会 I 及び運用検討プロセス強化を扱う主要委員会 II の補助機関において、こうした提案を基礎として NPDI各国とも連携して様々な作業文書を提出した。同運用検討会議は最終的に新たな行動計画を採択することはできなかったものの、フェルーキ運用検討会議議長が会議最終日に提示した最終文書案には上記の日本の提案を基礎とした、運用検討プロセスの文脈における具体的な報告メカニズムの提案がかなりの程度で盛り込まれていた。

このように、日本は、核兵器に関するグローバルな透明性向上措置の構築に積極的に取り組んでいる。

第2節 消極的安全保証 (NSAs)

1. 定義

消極的安全保証(NSAs: negative security assurances) とは、一般的に、核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しないと保証することをいう。一方、NSAsの他に積極的安全保証(PSAs: positive security assurances) という概念がある。PSAsは一般的に、非核兵器国が核兵器による攻撃または威嚇を受けた場合には支援を与えることを約束することをいう。

2. 経緯

核兵器不拡散条約(NPT)交渉過程で、非同盟運動(NAM)諸国を中心とする非核兵器国側が、NSAs及びPSAsをNPT条文に挿入するよう要求したが、核兵器国側はこれらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年の国連安保理決議第255号でPSAsを表明した。その後、核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全が保証されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、5核兵器国がそれぞれNSAsに関する一方的な宣言を行った。1995年NPT運用検討・延長会議に先立つ1995年4月には、核兵器国は、従来行ってきた一方的宣言をほぼそ

のままの形で改めて宣言するとに、国連安保理は、それら宣言への留意を含む非核兵器国の安全の保証(PSAs及びNSAs)に関する国連安保理決議第984号を採択した。これは同運用検討・延長会議に向けて、NAM諸国が、NPT延長の条件として核兵器国による非核兵器国への安全の保証に関する法的拘束力のある措置を要求したことが背景にある。

5核兵器国が行った上記宣言で、米国、英国、フランス及びロシアは、NPTを締結している非核兵器国が自国(核兵器国)又は同盟国に対してその他の核兵器国との協力又は同盟関係の下で侵略・攻撃する場合を除いて、非核兵器国に対して核兵器を使用しないことを再確認する旨の宣言を行った。他方、中国は、いかなる時も非核兵器国又は非核兵器地帯に対して、核兵器を使用し又は使用するとの威嚇を行わないことを約束する旨の宣言を行った。

同年に開催された NPT運用検討・延長会議では、 「消極的及び積極的安全保証に関する全会一致で採 択された国連安保理決議第984号及び核兵器国の宣 言に留意し、核兵器の使用又は使用の威嚇に対し て非核兵器国への安全を保証するため更なる措置 を検討するべき。これらの措置は国際的に法的拘 東力のある文書の形をとることが可能」との文言を含む「原則と目標」(第8項)が採択された。その後、2000年運用検討会議で採択された最終文書においては、「会議は、5核兵器国による NPT上の非核兵器国に対する法的拘束力のある安全の保証は核不拡散体制を強化することに合意する。」との文言が盛り込まれた。

2010年4月には、米国が「核態勢見直し(NPR)」において、NPT締約国であり NPT上の義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器を使用せず、また、その使用の威嚇をしないとする強化された NSAsを宣言した。ただし、バイオ技術の急速な進展を踏まえ、生物兵器の今後の進展によっては、かかる NSAsを調整する権利を留保した(英国も同年10月に発表した「戦略防衛・安全保障見直し(SDSR)」において、米国とほぼ同様の NSAsを宣言した。)。同年5月の2010年運用検討会議で採択された最終文書においては、「会議は、(中略)核不拡散体制を強化する核兵器国による明確かつ法的拘束力のある安全の保証を受領するとの非核兵器国の正統な利益を再確認し、認識する。」との文言が盛り込まれた。

3. NSAsをめぐる議論

1994年までジュネーブ軍縮会議 (CD) において 毎年 NSAsに関する特別委員会が設けられてきた が、特段の成果には至らなかった。1995年以降は 特別委員会の設置はなく、通常の CD会期内におい て議題の1つとして取り上げられている。

NSAsをめぐる議論には、法的拘束力を有する NSAsとすべきか否かという論点、法的拘束力を有する NSAsとする場合、多国間条約等を通じたグローバルな NSAsによって直ちに全ての非核兵器国に NSAsを供与するか、あるいは非核兵器地帯条約を通じた地域的な NSAsの積み重ねによって法的拘束力のある NSAsが供与される国を増やしていくのかといったアプローチの論点、NSAsは無条件とすべきか条件付きとすべきかという論点、NPT上の義務に違反している国に対して NSAsを供与すべきか否かという論点、NPTに加入せずに核兵器を保有している国が NSAsを供与する側になると事実上の核兵器国として認めてしまうことにならないか

という論点、どのフォーラムで NSAsは議論される べきかという論点(NPTに加入せずに核兵器を保有している国も参加する CDが良いのか、核兵器保有を禁止された非核兵器国への代償として NPTで議論すべきか)等、幅広い論点がある。

4. 日本の立場

1970年にNPT署名の際に行った演説において、 日本は、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の使 用又は使用の威嚇を行ってはならないことを強調し た。日本として、この立場は現在も変わっておらず、 NSAsの概念を基本的に支持しており、また、核兵 器のない世界を実現するための第一歩となる具体的 な手段として注目している。その際、当然のことな がら、長期的課題である核兵器のない世界の実現を 目指すに当たり、日本の安全保障及び国際的な安全 保障を損なうことはあってはならない。

NSAsは核兵器を保有しない非核兵器国としての 正当な関心事項であり、日本は、核兵器国は NPT 上の義務を遵守している非核兵器国に対して核兵器 を使用しないとの強化された NSAsを供与するよう 求めている。この観点で、日本は、米国及び英国に よるかかる強化された NSAsの供与を評価している。

さらに、核兵器国を含む全ての関係国の同意等 適切な条件の下で創設された非核兵器地帯は、法 的拘束力を有する NSAsを供与するための実質的な 措置と考えている。

なお、日本としては、2010年 NPT運用検討会議 最終文書の行動5にあるとおり、核兵器を保有す る全ての国は、国際社会の安定と平和を促進し、 各国の安全保障を損なわない形で、それぞれの安 全保障戦略における核兵器の役割を低減させるこ とが重要であると考える。その観点で、NSAsは核 兵器の役割低減に貢献するものと位置づけられる。

このような NSAsに対する日本の立場は、最近では、2015年 NPT運用検討プロセスや CDにおけるステートメントや作業文書(2013年の第1回準備委員会に提出した「核兵器の役割低減」に関するNPDI共同作業文書や2015年運用検討会議に提出した NPDI包括的共同作業文書)、日本が国連総会に提出している核兵器廃絶決議など、様々な機会において表明してきている。

第3節

核軍縮の検証

1. 概要

核軍縮を進めるに当たっては、条約やコミットメントの下での義務が確実に遵守されていることが不可欠である。条約の他の当事国も義務を遵守しているとの確信が得られなければ、自国のみが不当に核軍縮上の義務を履行することとなり、安全保障上甚大な不利益を受けることになるからである。したがって、義務の遵守状況を検証することは、核軍縮のプロセスを確実なものとするために極めて重要な意義を有している。また、近年では、核軍縮のための国際約束に規定されている義務を締約国が履行し遵守していることを確認できる検証可能性は、不可逆性の担保(いったんとられた核軍縮措置が後戻りしないように確保すること)および透明性の向上とともに、核軍縮プロセスを進める上での3原則として位置付けられている。

検証の定義については、国連総会決議といった すべての国連加盟国が関与する形で国際的に合意 されたものは存在しないが、1989年に国連事務総 長の下に設置された「検証分野における国連の役 割に関する政府専門家会合」(注:同政府専門家会 合には約15か国の政府専門家が参加)の報告書 (A/45/372) によれば、検証は、「条約締約国が合 意の下での義務を遵守していることを立証するた めのプロセスであり、このプロセスには、軍備制 限及び軍縮の約束の合意の下での義務に関連する 情報の収集、当該情報の分析、及び合意の具体的 な条項を満たしているかについての判断が含まれ る。」と定義している。(なお、1994年に国連事務 総長の下に新たに設置された「検証分野における 国連の役割に関する政府専門家会合」が提出した 報告書(A/50/377)では、1989年の政府専門家会 合による検証の意味について、国際社会における 監視や検証活動の進展及び状況を踏まえ再度検討 した。その結果、検証の定義そのものではないが、 検証の対象となる義務の根拠を、「軍備制限及び軍 縮の約束の合意の下での義務」に加え、「国連総会 及び安全保障理事会を含む管轄を有する国際機関 による決定」等、国連の関連活動にまで拡大した。)

「法的拘束力のある規定に関する締約国の実際の行動が、合意の形式・要請に合致していることを意味する。」としている。加えて、検証のプロセスについては、「一方的、共同的な、または、これら2つの組み合わせによる複数のステップにより構成され、最初のステップとしては、監視(モニタリング)並びに遵守に関する情報の検査及び分析である。」と、検証に関する概念を一定程度定義している。なお、2006年に国連事務総長の下に設置された検証に関する政府専門家会合の報告書は、検証の目的、検証概念の進展、検証方法・手続等について記述している。

2. 核軍縮検証の課題と取組

近年の核軍縮への機運の高まりの中で、核軍備管理・核軍縮関連の条約が核兵器国によっていかに遵守・実施されているかについて、高い関心が示されるようになってきている。核兵器は一般的に国家安全保障における最高機密に属することから、そうした極めて機微な情報に配慮しながら核軍縮措置を検証することは核兵器国間であっても本来技術的に非常に難しい。そのような核軍縮の検証を非核兵器国の関与を得ながら進めていく場合、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器の製造や取得につき何ら援助や奨励を行ってはならないとのNPT第1条の義務、また、非核兵器国は核兵器の製造・取得について何ら援助を受け取ってはならないとの同第2条の義務に違反しない形で進めなければならないとのより困難な問題に直面する。

同時に、核兵器国による核軍縮措置の検証に対しては、機微性や機密性の高い情報を保護しながらも、非核兵器国が信頼できるレベルのものでなければならない。現時点では非核兵器国が核兵器国による核軍縮の検証に実際に参加することは具体的に想定されていないものの、将来的には、核軍縮が進み、核弾頭数が低いレベルとなる段階、あるいは、実際に核兵器のない世界が達成される段階においては、核軍縮措置の検証は現在のような米露による二国間ではなく、非核兵器国も交えたより国際的な検証体制が必要となろう。また、将来的に核軍縮が進展すれ

遵守については、1989年の上記報告書において、

ばするほど、1個当たりの核兵器の戦略的価値がますます高まることとなり、核軍縮関連条約に要求される検証のレベルも高まることとなろう。したがって、核軍縮における検証や透明性の重要性は今後高まっていくものと考えられる。

このような中、米国は、2014年、核物質の製造及び管理、核弾頭製造、配備、核保管、解体、廃棄を含む核兵器のライフサイクルにおけるモニタリング及び検証に関する複雑な課題の理解を促進し、かつ、これらの課題に取り組むための「核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV:International Partnership for Nuclear Disarmament Verification)」を立ち上げた。同パートナーシップは、核軍縮のための検証のあり方について、核兵器国のみならず非核兵器国と協力して検討し取り組むこととしており、核軍縮の検証に非核兵器国が参加する国際的な枠組み自体が新たな点として注目に値する。

過去の取組における類似のものとしては、1990年代後半の米国、ロシア、国際原子力機関(IAEA)のトライラテラル・イニシアティブがある。これは、戦略核兵器削減条約(START)の履行などの核兵器削減の結果、余剰となった核分裂性物質(高濃縮ウランとプルトニウム)がその後核兵器用に再び用いられないことを確認するための検証技術を探求することを目的として実施された。

英国も、2000年以来、核弾頭解体の検証について 英国防省を中心に独自研究及び米国と共同研究を行 い、2005年 NPT運用検討プロセスで研究成果を随時発表してきた。また、英国は、2007年には、核兵器国と非核兵器国が協力して、核軍縮においてより効果的かつ相互に信頼できる検証措置の実現を目指すという趣旨の下、ノルウェーとの共同研究プロジェクトを開始した。英国及びノルウェーは、同プロジェクトについて、2010年 NPT運用検討会議において紹介した。また、2011年には、日本を含む諸外国の政策実務者及び専門家に、2012年には NPT上の核兵器国の専門家を対象として、同共同研究プロジェクトから得た経験を共有し議論した。

3. 日本の立場

現実的かつ実践的なアプローチをとる日本としては、核兵器のない世界の実現に向けた中長期的な取組の一環として、核軍縮プロセスにおける検証のあり方の検討や検証技術の開発に取り組むことは重要であると考えている。こうした考えに基づき、米国が立ち上げたIPNDVにも積極的に参加してきている。非核兵器国である日本は、核軍縮そのものの主体的なアクターではないものの、大規模な原子力活動に対して高度なIAEA保障措置を受けており、また、高い技術力を持つ日本のような非核兵器国は、核軍縮の検証においても十分に貢献し得る。なによりも、核兵器国のみならず非核兵器国も参加した国際的な核軍縮の検証体制の構築に向けた進展は望ましいものと考えている。

第4節 非核兵器地带

1. 概要

「非核兵器地帯」とは、一般的には、条約などの 国際約束により、特定の地域において、域内国が 核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行う ことを禁止することによって作り出される「核兵 器のない地帯」を意味する。通常、かかる地帯を 設置する条約本体に付属する議定書という形で、 域外国である核兵器国(米国、ロシア、英国、フ ランス及び中国)が域内国に核攻撃しないことを 誓約している(消極的安全保証(NSAs)の供与)。 非核兵器地帯は、当初、世界的な核不拡散体制の設立に向けた国際社会の努力の補完的措置として検討された概念で、冷戦時に、東西両陣営間の対立が核戦争に発展することを恐れた非核兵器国側の地域的アプローチとして捉えられてきた。

冷戦終結後も非核兵器地帯設置の動きは継続しており、国際的な核不拡散体制の強化に貢献している。例えば、1999年の国連軍縮委員会(UNDC)において非核兵器地帯の設置に関するガイドラインを含む報告書が採択された。2009年のアフリカ

非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)の発効により南半球のほぼ全ての陸地部分が非核兵器地帯に含まれることとなった。また、2010年 NPT運用検討会議において米国がラロトンガ条約及びペリンダバ条約の議定書批准に向けた手続開始等を表明し、2014年に開催された2015年 NPT運用検討会議第3回準備委員会の期間中には5核兵器国が中央アジア非核兵器地帯条約の議定書に署名した。

なお、2015年4月には「第3回非核兵器地帯条約締約国・署名国会合」がニューヨークで開催され、日本もオブザーバーとして参加した。

2. 日本の立場

非核兵器地帯に関する日本の基本的立場は、一般的に適切な条件が揃っている地域において、その地域内の国々の提唱により非核兵器地帯が設置されることは、核不拡散等の目的に資するというものである。非核兵器地帯構想が現実的なものとなるための条件としては、①核兵器国を含む全ての関係国の同意があること、②当該地域のみならず、世界全体の平和と安全に資すること、③適切な査察・検証を伴っていること、④公海における航行の自由を含む国際法の諸原則に合致していることなどが挙げられる。

また、2015年の第70回国連総会に日本が提出した核兵器廃絶決議においても、UNDCが採択したガイドラインに基づく更なる非核兵器地帯の創設を促す旨が盛り込まれた。

3. 発効済みの非核兵器地帯条約

これまで中南米、南太平洋、東南アジア、アフリカ及び中央アジアを対象地域とする非核兵器地帯条約がそれぞれ策定され、全て発効している。

(1) ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約 (トラテロルコ条約、1967年採択、1968 年発効)

世界で最初に作成された非核兵器地帯条約。 1962年10月のキューバ危機を契機に中南米地域の 非核化構想が進展、メキシコのイニシアティブに より条約策定作業が開始され、1967年2月に署名 開放、1968年4月に発効した。中南米33か国が対 象であり、現在までに全ての国が批准を完了している(最後に加入したキューバは2002年10月批准)。

条約は、締約国領域内における核兵器の実験・ 使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止している。また、議定書は、核兵器国が条約の適用 地域において非核化の義務に違反する行為を助長 しないこと及び条約本体の締約国に対し核兵器の 使用又は使用の威嚇を行わないことを規定しており、全ての核兵器国が批准している。

国連総会においては、定期的にトラテロルコ条 約を強化する動きを歓迎する決議がコンセンサス 採択されている。

(2) 南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約、 1985年採択、1986年発効)

1966年からフランスが南太平洋地域において核実験を開始したことを背景に、この地域において核実験反対の気運が高まり、1985年の南太平洋フォーラム(SPF)総会において条約が採択・署名開放され、1986年12月に発効した。太平洋諸島フォーラム(PIF(旧SPF))加盟の16の国と地域(自治領)が対象であり、2015年11月現在の締約国・地域の数は13(ミクロネシア、マーシャル、パラオは未署名)である。

条約は、南太平洋非核地帯の内部または外部に おける核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自 国領域内における核爆発装置の配置・実験等を禁 止し、また、非核地帯内の海洋(公海を含む)へ の放射性物質の投棄を禁止している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを禁止、及び、非核地帯内(公海の一部を含む)における核実験を行わないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、中国、英国及びフランスは批准済みである。米国は署名のみで批准していないが、2010年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、2011年5月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

(3)東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約、 1995年採択、1997年発効)

東南アジア諸国連合(ASEAN、1967年創設)は、1971年の ASEAN臨時外相会議における「クアラルンプール宣言」において、東南アジアに対する域外国のいかなる干渉からも自由、平和かつ中立的な地帯を設立することを目的とした「東南アジア平和・自由・中立地帯(ZOPFAN)構想」を掲げ、本構想を実現させるための一要素として、1984年に非核兵器地帯構想を検討することに合意した。その後、冷戦の終結により条約実現に向けた動きが進展し、1995年12月の ASEAN首脳会議において東南アジア10か国の首脳が署名し、1997年3月に発効した。ASEAN諸国10か国が非核兵器地帯の域内国であり、現在までにそれら全ての国が批准を完了している。

条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・ 所有・管理・配置・輸送・実験・使用、地帯内(締 約国の領域に加えて、大陸棚及び排他的経済水域 を含むと規定されている。)における放射性物質等 の投棄及び大気中への放出を行わないことを規定 するとともに、自国領域内において他国がこれら の行動(核兵器の運搬を除く)をとることを許し てはならないと規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して、また、非核兵器地帯内において核兵器の使用及び使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、核兵器国が条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しないことなどを規定している。

東南アジア非核兵器地帯条約については、核兵器 国が大陸棚や排他的経済水域も非核兵器地帯の対象 地域となっていること等を問題点として指摘してい たこともあり、核兵器国が署名することが期待され る議定書は当初より署名のために開放されなかっ た。しかし、2009年の東南アジア非核兵器地帯条約 に関する国連総会決議以来、ASEANと5核兵器国 との協議が模索された。2010年 NPT運用検討会議 の一般討論演説において、クリントン米国国務長官 が、東南アジア非核兵器地帯条約(及び中央アジア 非核兵器地帯条約)の締約国と協議し、米国として これら議定書への署名に向け合意に達するよう努力 する用意がある旨表明した。この結果、2011年11月 にインドネシアのバリで行われた ASEAN関連首脳 会合に際して、5核兵器国と ASEANの間で5核兵器国が議定書に加入することを可能にするための協議がいったんは妥結した。日本も、同条約が東南アジア地域における平和と安定及び国際的な核軍縮の進展に資するものとして、5核兵器国と ASEANの間の協議の妥結を歓迎する外務報道官談話を発表した。しかしながら、その後も協議は断続的に継続しており、2015年9月現在、いずれの核兵器国も議定書に署名していない。

(4) アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約、 1996年採択、2009年発効)

1961年に国連でアフリカ非核兵器地帯化宣言が採択され、1964年にアフリカ統一機構(OAU)首脳会合でアフリカを非核兵器地帯とするカイロ宣言が採択された。1991年に南アフリカが核兵器を放棄し、非核兵器国としてNPTを締結したことから条約化実現に弾みがつき、1995年6月のOAU首脳会議においてアフリカ非核兵器地帯条約の最終案文が採択され、翌年4月にアフリカ諸国42か国が条約に署名した。

アフリカ諸国54か国(日本未承認の西サハラを含む)を対象とし、2009年にブルンジが28か国目として批准・寄託したことにより同年7月に発効した(28か国の批准及びOAUの後継組織であるアフリカ連合(AU)への寄託によって条約が発効することとなっていた。)。

2015年11月現在の締約国は39か国。条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験を行わないことを規定し、及び自国領域内における核爆発装置の配置、実験等を禁止している。

議定書では、核兵器国が条約本体の締約国に対して核爆発装置の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定し、また、非核兵器地帯における核爆発装置の実験をしないことを規定している。核兵器国のうち、ロシア、フランス、中国及び英国は批准済みである。米国は署名のみであり、まだ批准していないが、2010年 NPT運用検討会議の一般討論演説においてクリントン国務長官が、米国はアフリカ非核兵器地帯条約と南太平洋非核地帯条約の議定書への批准を上院に求める旨発表し、

2011年5月にオバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

(5)中央アジア非核兵器地帯条約(2006年採択、 2009年発効)

この条約は、1997年2月の中央アジア5か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタン)の首脳会談の際に採択された「アルマティ宣言」に端を発する。その後、当時の国連軍縮局(国連アジア太平洋平和軍縮センター)が設置した専門家グループによる条約案の起草や札幌等での会合を経て、2005年2月にタシケント(ウズベキスタン)で開催された域内会議において条約及び議定書案について合意された。2006年9月にカザフスタンのセミパラチンスクで5か国の外相レベルの代表者が条約に署名、各国の批准を経て2009年3月に発効した。

条約は、締約国による核兵器又は核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理をしないこと、他国の放射性廃棄物の自国領域内での処分を認めないことを規定している。

議定書は、核兵器国が条約本体の締約国に対して核兵器の使用又は使用の威嚇を行わないことを規定するとともに、条約又は議定書の違反行為に寄与しないことを規定している。2014年に開催された2015年 NPT運用検討会議第3回準備委員会の期間中に5核兵器国が中央アジア非核地帯条約の議定書に署名し、2015年の NPT運用検討会議までに米国以外の4核兵器国が批准した。米国は、オバマ大統領が批准を求めるために議定書を上院に提出した。

なお、日本は、国連に対して中央アジア非核兵器 地帯条約起草支援のための資金を拠出する等により 中央アジア非核兵器地帯条約の成立を支援してきた。

4. モンゴルー国非核の地位

1992年の国連総会において、モンゴルのオチルバト大統領は、自国領域を非核兵器地帯とすることを宣言し、核兵器国に対して、こうした地位を尊重し安全の保証を供与するよう求めた。1998年以降、国連総会において、モンゴルによる一国非核の地位に関する決議が隔年でコンセンサス採択

され、2010年には初めて全ての核兵器国が共同提 案国となった。2012年9月に、5核兵器国は、モ ンゴル一国非核の地位を尊重し、これを侵害する いかなる行為にも寄与しない旨の共同宣言に署名 した。同時に、モンゴルは、核兵器を含む他国の 軍隊や兵器を自国領域内に配備させないこと、自 国領域内において核兵器の開発・製造・実験等を 行わないこと等を宣言した。

なお、2001年9月には、札幌において、国連軍縮局(国連アジア太平洋平和軍縮センター)の主催によって、モンゴルの一国非核の地位を国際法的観点から考察することを目的とした専門家会合が開催されている。

5. 南極、海底の非軍事化

上述した非核兵器地帯のほか、日本も参加して 特定の場所・空間において核兵器を始めとする大 量破壊兵器等の配備を行うことを禁止している条 約には以下のものがある。

(1) 南極条約(1959年採択、1961年発効、日本は1960年批准)

第1条において、南極地域は平和目的のみに利用され、軍事基地の設置、あらゆる型の兵器の実験等軍事的性質の措置を特に禁止することを規定している。また、第5条1において南極地域におけるすべての核爆発及び放射性廃棄物の処分を禁止している。

(2)海底核兵器禁止条約(1971年採択、1972年発効、日本は1971年批准)

第1条において、領海の外側(12海里以遠)に 核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びにこれら の兵器を貯蔵し、実験し又は使用することを特に 目的とした構築物、発射設備その他の施設を置か ないことを規定している。

6. 構想段階の非核兵器地帯

(1) 中東非核兵器地帯·中東非大量破壊兵器地帯

1974年の国連総会においてエジプトが提案した 中東非核兵器地帯構想を歓迎する決議が採択され て以来、毎年、この構想を実施するために必要な 措置をとるよう求める決議がコンセンサス採択されてきている(ただし、2009年の第64回国連総会では一部分割投票)。しかし、事実上の核兵器保有国と国際的にみなされているイスラエルのNPT未締結やイランの核問題などを背景として、今のところ本構想が実現される見通しは立っていない。

1995年のNPT運用検討・延長会議において、NPT寄託国である米国、ロシア及び英国の共同提案による中東地域における核兵器などの大量破壊兵器のない地帯(非大量破壊兵器地帯)の創設を目指す中東決議が採択された。しかし、アラブ諸国とイスラエルの立場の違いもあり、これまで目立った実質的進展はなく、この問題はNPT運用検討プロセスにおける議論の焦点の一つとなっている。(NPTにおける本件に関する経緯については、第2部第1章第3節2参照)

(2) 北東アジア非核兵器地帯

日本が位置する北東アジア地域をめぐっては、 その厳しい安全保障環境を緩和するアプローチと して、内外の研究者や専門家等によって、北東ア ジア非核兵器地帯構想の設立が提唱されてきた。 提唱者によってその対象とする国や範囲に若干の 幅はあるが、日本を含む幾つかの国や一定の範囲 を対象とし、その域内において核兵器の使用や使 用の威嚇を行わないことを約束するものである。 近年、日本、韓国及び北朝鮮のみが域内国・地域として核兵器を生産・取得・保有等をせず、これに米国、中国、ロシアが消極的安全保証を供与する「3+3」構想が一定の注目を集めている。この構想では、本来北東アジアの域内国であるはずの国が、あたかも域外国であるかのように扱われていることに対して、「北東アジア非核兵器地帯」と呼称するには適用範囲が不十分ではないかとの指摘もある。

非核兵器地帯については、一般論として、適切 な条件が満たされるのであれば、核不拡散等に資 するのは前述のとおりである。しかし、北東アジ ア地域においては、①依然として安全保障上の不 安定要因や緊張関係が存在していること、②現実 に核戦力を含む大規模な軍事力が存在すること等 により、非核兵器地帯構想の実現のための現実的 な環境は未だ整っているとは言えない。北朝鮮に よる核開発は、核軍縮の機運に逆行するとともに、 国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、 まずは北朝鮮の核放棄の実現に向け、努力する必 要がある。また、北東アジアにおいては、深刻な 北朝鮮の核問題に加えて、まさに域内に核兵器国 が存在していることが、これまで実現してきた非 核兵器地帯と根本的に異なる点であると同時に、 難しい問題として立ちはだかっていると言えよう。

第5節 核兵器の禁止

1. 「核兵器禁止条約」の概念

「核兵器禁止条約」(NWC: Nuclear Weapons Convention)の構想は、民間団体「核兵器に反対する法律家協会(IALANA)」、「核戦争防止国際医師の会(IPPNW)」、「拡散に反対する科学者国際ネットワーク(INESAP)」により発表され、1997年にコスタリカがモデル核兵器禁止条約として国連に提出した。2007年にはコスタリカ及びマレーシアが、2010年 NPT運用検討会議第1回準備委員会に対し作業文書として同条約案の改訂版を提出し、また、国連にも提出した。同条約案は、核兵器の完全な禁止及び検証を伴う廃絶を規定したも

のであり、締約国の一般的義務として、①核兵器 の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用及び使用 の威嚇の禁止、②核兵器国の核軍備(核兵器、核 施設)廃棄、③核兵器に利用可能な核分裂性物質 の生産禁止、④運搬手段の廃棄、を規定している(下 記2. における簡易な「核兵器先行禁止条約」と 区別するために、核兵器国に対して核兵器を物理 的に廃棄することを義務付けるこのような「核兵 器禁止条約」は「包括的核兵器禁止条約」とも呼 ばれる。)。

核兵器を全面的に禁止する条約とは別に、その 前段階として、核兵器の使用及び威嚇を禁止する 条約(いわゆる「核兵器使用禁止条約」)を交渉すべきとの考え方もある。現時点では、直ちに交渉の対象となり得る条約案はないが、1996年第51回国連総会以降、インドが国連総会に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を禁止する国際協定締結のための交渉を開始することを要請する決議案を提出し採択されている。

「核兵器禁止条約」及び「核兵器使用禁止条約」 のいずれもNAM諸国、途上国、NGO等からの強 い支持がある。

「核兵器禁止条約」については、2008年に潘基文 国連事務総長が、核軍縮関連のサイドイベントに おける講演の中で発表した5項目の提案の1つと して、「強力な検証システムに裏付けられた核兵器 禁止条約の交渉が検討できる」と述べている。

さらに、2010年 NPT運用検討会議の最終文書行動計画においては、「核兵器禁止条約の交渉に関する検討を含む事務総長の5項目提案に留意する」と「核兵器禁止条約」に言及している。

2. 「核兵器禁止条約」をめぐる近年の動き

近年国際社会で盛り上がっている核兵器の非人道性に関する議論の結果、核兵器国が参加しない形であっても(すなわち、核兵器国の参加が不可欠な核兵器を物理的に廃棄する包括的な「核兵器禁止条約(NWC)」にまで至らずとも)、核兵器の使用や開発・保有など核兵器に関するあらゆる側面を法的に先行して禁止する簡易な核兵器禁止条約(核兵器の物理的廃棄に先行して法規範のみを形成するという観点から、「核兵器先行禁止条約」とも呼ばれる。)を策定すべきとの主張が強まっている。

必ずしも核兵器禁止条約そのものではないが、その関連で、2015年 NPT運用検討会議においては、法的条文を含め NPT第 6条の「効果的措置」について議論するオープン・エンド作業部会(OEWG)の設置が最終文書案に盛り込まれたが、最終的には、中東問題が直接の原因となって同文書案は採択されなかった(なお、米国は、閉会に際してのステートメントにおいて、最終文書案について中東問題を除いて合意する用意があったと表明した。)。

この OEWGについては、その後、同年10月から 11月にかけてニューヨークで開催された第70回国 連総会第一委員会にメキシコが提出した、核兵器 のない世界を達成・維持するために締結される必 要のある具体的かつ効果的な法的措置、法的条文 及び規範を実質的に検討するための OEWGを設置 する「多国間核軍縮交渉前進|決議案(改訂版) でフォローアップされることとなった(第10部第 3章第2節3参照)。同決議案は、賛成多数で採択 された(賛成:135か国、反対:12か国、棄権:33 か国。我が国は、核兵器のない世界を実現・維持 するための適切な形での作業部会の設置を含め、 効果的措置を探求することを支持している。すな わち、効果的な核軍縮の進展のためには、核兵器 国と非核兵器国双方を含む幅広い参加が必要であ るとの考えの下、OEWGが可能な限り双方の協力 の下に設置されることを重視していたが、そのよ うな合意は困難と見込まれたため棄権した。)。こ れを受け、2016年にジュネーブにおいて、OEWG が開催される。また、イランも同様の OEWG設置 決議案を提案していたが、核兵器国からの賛成票 が得られないことを理由とし、採決直前に決議案 を撤回した。

3. 「核兵器の威嚇又は使用の合法性」に関する国際司法裁判所 (ICJ) 勧告的意見

1993年、IALANA、IPPNW等が形成した「世界 法廷プロジェクト」運動の結果、世界保健機関 (WHO) 総会において、健康及び環境の見地から、 核兵器の使用の合法性につき ICJ勧告的意見を要請 する決議が採択された。

同年、国連総会第一委員会においても ICJ勧告的 意見を要請する決議案が提出されたが、米国・フランス等の反対により撤回された。翌1994年、インドネシアが再度決議案を提出し、核兵器の使用の合法性につき ICJ勧告的意見を要請する決議が採択された(日本は、多くの西側諸国が反対する中、唯一の戦争被爆国として、核兵器は二度と使われてはならないものの、本件が各国間の対立を助長することになりがちであるとして棄権した(賛成78-反対43-棄権38)。)。

ICJはWHOの請求は却下したが、1996年7月、 国連総会からの要請に対しては、次のとおり勧告 的意見を出した。「(中略)核兵器の威嚇又は使用 は、武力紛争に適用される国際法の要件及び特に 人道法の原則及び規則に一般的に違反することと なる。しかしながら、国際法の現状及び入手可能 な事実関係に鑑み、裁判所は、国の生存そのもの が問題となるような極限状況における核兵器の威 嚇又は使用が合法か違法かを確定的に結論するこ とはできない(賛成7-反対7、裁判長の決定票)」 としつつ、「厳格かつ効果的な国際管理の下にお けるあらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実 に行い、かつ妥結させる義務が存在する(全会一 致)」とした。

また、最近の動向として、2014年4月、マーシャル政府が核兵器を保有すると考えられる9か国・地域(米国、ロシア、英国、フランス、中国、インド、パキスタン、イスラエル及び北朝鮮)について、核軍縮に向けた交渉を誠実に追求せず核戦力を増強しているのは、核兵器不拡散条約(NPT)第6条に明記されている核軍縮の(誠実交渉)義務及びそれに基づく国際慣習法に違反しているとして、国別にICJに提訴した。米国については、併せてサンフランシスコの連邦地方裁判所に提訴した。

4. 国連総会決議と日本の立場

上述のICJの勧告的意見を受けて、1996年の第51回総会以来毎年、マレーシアが国連に対し、ICJ判事全会一致の意見である核軍縮交渉を妥結する義務についてフォローアップを要請する「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関するICJ勧告的意見フォローアップ」決議案を提出している。同決議は、上記のICJの全会一致による勧告的意見で明記された「核軍縮交渉の妥結義務」を「核兵器禁止条約」の早期締結につながる多国間交渉の開始によってフォローアップするよう求めている。

日本は、厳格かつ効果的な国際管理の下における あらゆる側面での核軍縮を目指す交渉を誠実に行 い、かつ妥協させる義務が存在するとした ICJ判事 の全員一致の意見を支持している。その一方で、核 不拡散・核軍縮の着実な進展を達成するためには、 具体的な手段をとるべきであるとの考えである。核 兵器国を含む多くの国が「核兵器禁止条約」に賛成 していない現状では、「核兵器禁止条約」の交渉を 直ちに開始する状況になく、核廃絶に向けて現実的 かつ実効的な措置を着実に積み重ねていくことが重 要である。よって、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)の早期交渉開始・妥結等が優先されるべ きと考え、「核兵器禁止条約」締結のための交渉を 開始することによって、核軍縮交渉の妥結義務を即 時に履行すべきとする同決議案については、投票理 由説明を付して棄権してきている。

また、インドが毎年国連総会に提出している「核 兵器使用禁止条約」に関する決議案についても、 同様の理由により、日本は棄権している。

なお、現時点での「核兵器禁止条約」のための 交渉開始に対する我が国の立場については上述の とおりであるも、核軍縮の最終段階において、「核 兵器禁止条約」のような多国間核軍縮の枠組みの あり方につき議論に参加する用意がある旨、2011 年1月と2012年5月にCDにおいて軍縮代表部大使 がステートメントの中で述べている。また、2013 年にジュネーブで開催された多国間核軍縮交渉を 前進させるためのオープン・エンド作業部会 (OEWG) において (第10部第3章第2節3参照)、 日本がオーストラリアやカナダなどと共に提出し た共同作業文書においても、「核兵器のない世界に 向けたプロセスの中で、最後に積み上げるブロッ クとしての多国間核軍縮の枠組み又は核兵器禁止 条約がいかなる形態となり得るかにつき、長期的 な視点で更に検討することが必要となろう。」と述 べている(同共同作業文書は、2014年にニューヨー クで開催された2015年 NPT運用検討会議第3回準 備委員会にも共同作業文書として提出された。)。

第6章

旧ソ連諸国に対する非核化協力

第1節 概要

米ソ両国は、1991年7月に第1次戦略兵器削減 条約(STARTI)に署名し、戦略核兵器の削減に 取り組むこととなった。同年12月にソ連が崩壊し た時点で、15共和国のうちロシア、ウクライナ、 カザフスタン及びベラルーシに戦略核兵器が配備 されていたが、1992年5月には、核不拡散のため の措置として、ロシア以外の3か国の核兵器はロ シアに移送されることが決定された。

これらの核兵器の処理は、第一義的にはこれを引き継いだロシア等の責任で実施されるものであるが、ソ連解体後の政治・経済・社会的混乱により、核兵器廃棄や核不拡散上の措置が着実に実施されないのではないかとの危惧がもたれた。このような事態を放置することは、核兵器の拡散、放射能汚染事故等の危険を招きかねず、国際安全保障にとっても深刻な懸念材料であったため、ロシア等による核兵器の処理を支援するための国際的な取組が必要とされていた。

こうした状況を踏まえて、日本は、米国、英国、 ドイツ、フランス、イタリア等の諸国と共に、旧 ソ連諸国の核兵器の安全な廃棄や関係する環境問 題の解決等の協力を行うこととした。具体的な協 力として、ソ連時代に核兵器が配備されていたロ シア、ウクライナ、カザフスタン及びベラルーシ との間で非核化協力のための協定を結び、1993年 4月、総額1億ドルの協力を実施することを決定 した。また、同協定に基づき1993年10月から1994 年3月にかけて、日露非核化協力委員会、日・ウ クライナ核兵器廃棄協力委員会、日・カザフスタ ン核兵器廃棄協力委員会及び日・ベラルーシ核不 拡散協力委員会を設置し、各国に対し支援を開始 した。

1999年のケルン・サミット(ドイツ)において、 日本は、旧ソ連4か国へのさらなる協力促進のため、総額約2億ドル相当(一部は既に拠出済みの 資金から手当。)のプロジェクトに対する協力を表明した(第3節及び第4節参照)。

その後、2001年9月の米国における同時多発テロ事件等を受け、大量破壊兵器の拡散、特にテロリストによる大量破壊兵器の入手の防止が国際社会全体における一層重要な課題となった。G8諸国は、ロシアを始めとする旧ソ連諸国に大量に残された大量破壊兵器及び関連物質・技術の拡散防止に対して一致して取り組むこととし、2002年6月にカナダで開催されたカナナスキス・サミットにおいて「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」に合意した。

第2節 ロシアに対する日本の非核化協力

1. 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設

1993年、ロシアによる日本海での放射性廃棄物

の海洋投棄が大きな問題となった。日本はロシア に対し、海洋投棄の中止を強く求めるとともに、 具体的な防止のための措置として、日露非核化協 力委員会を通じて、低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設に協力することとした。

「すずらん」は、浮体構造型の洋上処理施設で、 年間約7,000立方メートルの低レベル液体放射性廃棄 物を処理する能力を備え、極東に貯蔵されていた液 体放射性廃棄物(約5,000立方メートル)に加えて、 極東において解体される全ての原子力潜水艦から生 じる液体放射性廃棄物(原潜1隻当たり約300立方 メートル)を処理するために十分な能力を有してい る。「すずらん」は、1996年1月に建設が開始され、 1998年4月に完成、施設の稼働に必要な試運転やロ シア国内の調整を行い、2001年11月にロシア政府へ の引渡しが行われた後、ウラジオストク近郊ボリ ショイ・カーメニ市のズヴェズダ造船所内に係留さ れて、原潜の解体によって生じる低レベル液体放射 性廃棄物の処理を行った。ロシア側の説明によれば、 「すずらん」稼働後は、原潜解体に伴う液体放射性 廃棄物は全く日本海に投棄されていない。



日露非核化協力事業で建設・供与された 低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」

2. ロシア極東地域における退役原子力潜水 艦解体プロジェクト「希望の星」

日本に隣接するロシア極東地域には、ロシア太 平洋艦隊から退役した40隻以上の原子力潜水艦が 係留されていたが、その多くは核燃料を搭載した ままで、長期間の係留により船体の腐食が進み、 放置すれば深刻な放射能汚染を引き起こす危険性 があるため、日本海の環境や漁業の安全にとって の潜在的な脅威となっていた(実際に、同地域で は1980年代に原子力潜水艦の臨界事故が発生し、 周辺地域で放射能汚染が生じているが、この事故 原潜も未処理のまま係留されていた。)。また、艦内に残された核物質が不法に持ち出され、テロリストなどの手に渡る危険性も存在した。

これら退役原潜の迅速かつ安全な解体は、第一義 的にはロシアの責任で行うべきものであり、ロシア も自国で解体を進めていたが、核軍縮・核不拡散及 び日本海の環境保護の観点から、日本を始め周辺諸 国にとっても重要かつ緊急の課題となっていた。

日本は、ロシア政府との間で「軍縮と環境保護のための日露共同作業」(1999年5月)、「軍縮・不拡散・核兵器廃棄支援分野における日本国政府とロシア連邦政府との間の協力に関する覚書」(2000年9月)を策定、日露非核化協力委員会を通じて、極東における退役原潜解体関連プロジェクトの実施に向けた調査を実施し、2002年11月には新藤義孝外務大臣政務官がウラジオストクを訪問して、直接ロシア側関係者と協議を行った。

2003年1月、小泉純一郎総理大臣のロシア訪問時に日露首脳により採択された「日露行動計画」において、非核化協力プロジェクトの実現を加速するための活動調整メカニズムの強化と、極東における退役原潜解体事業の着実な実施が明記された。この訪問の際、小泉総理大臣の演説の中で、本事業は、原潜解体の現場となる造船所の名称「ズヴェズダ」(ロシア語で「星」)にちなんで「希望の星」と命名された。

2003年2月、日露非核化協力委員会は、「希望の星」の最初の事業として、ヴィクターⅢ級退役原潜1隻の解体に協力することを決定し、同年6月、同委員会とロシア原子力省(現国営公社「ロスアトム」)との間で同事業に関する基本文書に署名がなされた。同年12



ズヴェズダ造船所において解体中のロシア退役原潜

月、解体を行うための契約署名とともに、解体事業に 対する協力が開始され、2004年12月、解体が完了した。

2005年1月、日露非核化協力委員会は、新たに5 隻の退役原潜の解体に関する協力の実施を検討する ことを決定し、同年11月、プーチン・ロシア大統領 の訪日時に、本件協力に関する実施取決めが署名さ れた。これら5隻(ヴィクター I 級1隻、ヴィクター 皿級3隻及びチャーリー I 級1隻)の解体作業は順 調に進み、2009年12月、日本の協力による退役原潜 の解体を完了した(合計6隻)。なお、2010年3月 には、西村知奈美外務大臣政務官がウラジオストク 等を訪問し、「希望の星」完了行事に出席した。

3. 原子炉区画陸上保管施設建設協力

原子炉区画陸上保管施設建設協力は、「希望の星」 事業で協力してきたロシア極東における退役原潜 解体事業の一環として、核兵器の廃棄に関する環境 問題の観点から、ロシア極東の海上に一時保管され ている解体済み原潜の原子炉区画を、より安全かつ 安定的に長期保管し、極東地域における放射性廃棄 物による環境汚染の低減を図ることを目的として 日露非核化協力の下で実施した事業である。

冷戦終結後、ロシア極東には70隻以上の退役原 潜が存在したが、1990年代以降、日本の「希望の星」 事業を始めとする西側諸国の協力及びロシア自身 により解体が進められ、現在ではほぼすべての退 役原潜の解体が完了している。解体の際には、船 体を艦首、艦尾及び原子炉区画とその両脇の区画 を含めた3原子炉区画(3CRU)に分離した上で、 艦首部及び艦尾部はスクラップとして処理し、3 CRUは密閉処理を施した上で、ロシア沿海州地方



海上保管されている3CRU

のチャジマ湾に海上保管されていたが、2000年以降、海上保管における問題点(長期保管の困難性及び環境への影響)が認識されるようになったことから、米国・フランス等で採用されている原子炉区画の陸上保管への移行が決定され、2003年に露側により陸上保管施設建設が開始された。

2007年1月、日露非核化協力委員会として、原子炉区画のより安全で安定的な陸上での保管は重要であり、喫緊に必要との観点から、同施設の運用上不可欠な機材として、タグボート(海上にある3CRUの点検、整備及び浮きドックへの搭載)、浮きドック(海上にある3CRUの陸揚げ)及び32トンと10トンのジブクレーン(3CRUを単区画化する際に生じるスクラップ及び固体放射性廃棄物の搬出等)の3機材を供与することを決定した。

2011年から2012年にかけて、ウラジオストクの 南東約45kmに位置する、ラズボイニク湾とチャジ マ湾に接するウストリチヌイ岬のほぼ全域に建設 されている原子炉区画陸上保管施設に、上記3機 材を供与し、2012年5月、原子炉区画陸上保管施 設建設事業機材供与完了式典を行った。



タグボート(日本名:すみれ)



ジブクレーン(32トン・10トン)

2012年9月、供与した機材を使用して、重量約2000 トンの3CRUが極東において初めて陸揚げされた。

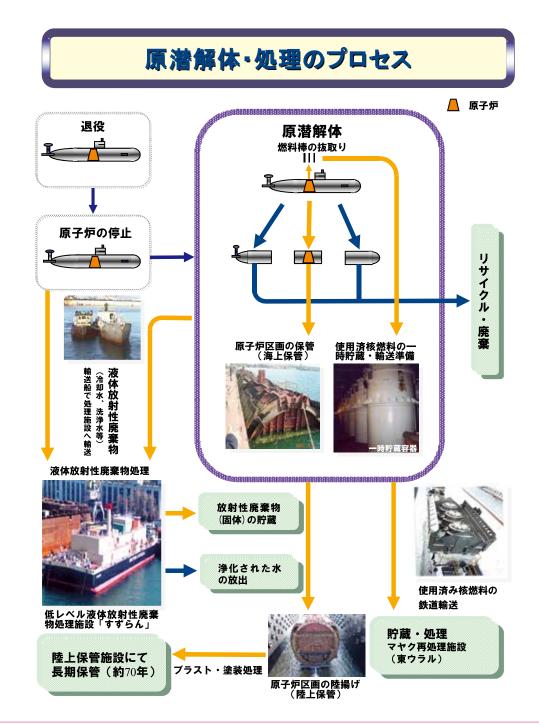


浮きドック(日本名:さくら)3原子炉区画を陸揚げする様子

4. 塗装関連施設の建設協力

2008年4月、高村正彦外務大臣のロシア訪問の際、極東における退役原潜の解体に目処が立ったことを受け、非核化協力に係る追加的な協力を検討する事を決定した。以降、核軍縮・不拡散及び日本海の環境保護の観点から、日露間での協議を重ねた結果、陸揚げした3CRUを解体して抽出した単原子炉区画を、約70年間屋外で保管するため、防食塗装の施工に必要な施設、設備の建設協力を行うことを2012年6月に決定した。

2014年6月、上記施設、設備の稼働式典を行った。



第3節 ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに対する日本の非核化協力

1. ウクライナ

(1) 国内計量管理制度(SSAC)・核物質防護等 の核セキュリティ関連支援

SSACとは、国内に存在する核物質の種類や量、また、一定期間に搬入・搬出された核物質の種類や量を正確に計量管理するとともに、これら核物質の流出を防ぐために、封じ込め・監視を行うための制度であり、核兵器不拡散条約(NPT)に基づく非核兵器国としての義務である国際原子力機関(IAEA)保障措置の受諾の前提となるものである。

日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、ソ連から分離独立後、非核兵器国としてNPTに加入したウクライナのSSAC確立を支援するため、IAEA等とも調整しつつ、1995年から2000年にかけて、ハリコフ物理技術研究所、国家原子力規制委員会及びキエフ原子力研究所に対し、計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

また、2010年3月には、ウクライナ国内のSSAC 強化及び核物質防護システムの近代化に関する協力 の実施を決定、2015年5月、事業完了式典を行った。

(2) 核兵器廃棄要員等のための医療機器供与

核兵器廃棄の過程で発生する放射能汚染や有毒なミサイル燃料の漏出等による被害を受けた軍人及びチェルノブイリ原子力発電所の解体に従事した要員に対する検診・治療を行うため、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会は、国防省付属軍病院21か所に対し、1994年から2001年の間に4次にわたり医療機器等を供与した。

2. カザフスタン

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連 支援

日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、カザフスタンが非核兵器国としての義務である IAEA 保障措置を受諾するのに必要な SSACを確立するため、1994年から1998年にかけて、アクタウの高速増殖炉(BN-350)、カザフスタン原子力庁及び原子力物理研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム等を供与した。

(2) セミパラチンスク核実験場周辺地域の放射能 汚染対策

ソ連時代に核実験場が置かれていたセミパラチンスクでは、核実験により約82万人(カザフスタン保健省の統計による)が被曝した。日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会は、被曝者の治療及び汚染地域の調査等を目的として、1995年から1999年にかけて、大祖国戦争障害者病院、国立核センター、セミパラチンスク医科大学付属病院及びセミパラチンスク放射線医学環境研究所に対し、医療機材、医薬品及び被曝測定機材等を供与した。このうち、セミパラチンスク医科大学付属病院に対する遠隔医療診断システム支援については、長崎大学医学部からの協力を得て実施した。

(3) 核セキュリティ防護資機材の整備核物質を取り扱う核物理研究所及びウルバ冶金工場両施設の核セキュリティ向上のため、2006年8月、小泉総理大臣のカザフスタン訪問時に署名された「原子力の平和利用の分野における協力の促進に関する覚え書」を受け、2007年4月、両施設に対する核セキュリティ防護資機材等を供与することを決定、2015年4月、事業完了式典を行った。また、2011年4月、IAEAとの協力により、同両施設のセキュリティに係るトレーニングを実施した。

3. ベラルーシ

(1) SSAC・核物質防護等の核セキュリティ関連 支援

日・ベラルーシ核不拡散協力委員会は、ベラルーシが非核兵器国としての義務であるIAEA保障措置を受諾するのに必要なSSACを確立するため、1994年から2000年にかけて、非常事態省産業原子力安全監督局及びソスヌイ科学技術研究所に対し、核物質計量管理及び核物質防護システム、放射線測定機材等を供与した。

(2) 退役軍人の職業訓練センターに対する機材供与

旧ソ連国防省直轄部隊であった戦略ロケット軍 の解体に伴い職を失った軍人や核兵器解体に従事 した軍人等の再就職促進と、退役軍人が持つ核関連技術の流出防止を目的としてリーダ市(ソ連時代に戦略ミサイル基地が所在)に開設された「退役軍人職業再訓練センター」に対し、日・ベラルーシ非核化協力委員会は、1998年から1999年にかけて、車両整備機材、コンピュータ等を供与した。

(3) 国境における核・放射性物質の不法移転防止システムの強化

2010年3月、ベラルーシ国境における核・放射性物質不法移転防止システム強化事業として、国境における戦略対応・管理対応用移動ラボ(核・放射性物質の分析機器を搭載した特殊車両)、被爆

医療検査移動ラボ、国境検問所用放射線管理機材、 放射線モニタリング情報システム及び放射線管理 要員の教育訓練機材等を供与し、2011年8月、事 業を完了した。

(4) 日・ベラルーシ核不拡散協力委員会の解散

2004年、2005年及び2012年に上記事業の事後評価をそれぞれ実施した結果、我が国による支援はベラルーシにおける核物質防護・管理等において大きく貢献し、所期の目的を達成したとの認識に至り、2015年1月に日・ベラルーシ核不拡散協力委員会を解散した。

第4節 国際科学技術センター (ISTC) を通じた日本の非核化協力

ISTCは、ソ連時代に大量破壊兵器及びその運搬 手段の研究に従事していた科学者・研究者の国外 流出を防止するために、これらの科学者・研究者 が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を 提供し、軍民転換及び大量破壊兵器等にかかる頭 脳の不拡散を促進することを目的とする国際機関 である。日本は1992年、米国、EU及びロシアとと もに「国際科学技術センターを設立する協定」に 署名し、1994年3月、ISTCがモスクワに本部を置 き活動を始めて以来、運営理事国として継続して 支援を行ってきた。2015年7月には、ロシアが脱退 したのに伴い、事務局がカザフスタンのアスタナ に移転したが、こうした設立以後の国際環境の変 化を踏まえより効果的な活動を行うため、2015年 12月、新たに「国際科学技術センターを継続する 協定」が作成され、日本もこれに署名した。

ISTCは、科学技術面での協力を通じ、旧ソ連諸 国に対し多国間で非核化・不拡散に取り組んでお り、旧ソ連諸国の研究機関等が実施するプロジェ クトの発掘、選考及びそれらに対する資金提供を 行うとともに、プロジェクトが適正に実施される よう監視している。ISTCのプロジェクトは、基礎 研究、エネルギー、環境、医療、電子工学、コンピュー タ、材料、航空・宇宙等の広範に亘っており、現在、 日本を始め、米国、EU、韓国、ノルウェー、カザ フスタン、アルメニア、ジョージア、キルギス及 びタジキスタンが参加している。

これまで約2,800件を越えるプロジェクトに対し、約8億8000万ドルの支援が決定され、延べ7万5,500人以上の旧ソ連諸国の科学者・研究者がプロジェクトに参加している(2014年12月現在)。日本はこれまでに260件を越えるプロジェクトに対し、約6,500万ドルの支援を行っており、ISTCを通じて、旧ソ連諸国からの大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献しているだけでなく、日本と旧ソ連諸国の科学者・研究者の交流及び科学技術協力を推進している。